

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3613936号

(P3613936)

(45) 発行日 平成17年1月26日(2005.1.26)

(24) 登録日 平成16年11月12日(2004.11.12)

(51) Int. Cl.⁷

F I

HO4L	9/32	HO4L	9/00	675B
GO6F	9/06	GO6F	9/06	550A
GO6F	12/14	GO6F	12/14	320A
GO9C	1/00	GO9C	1/00	640B
		GO9C	1/00	640E

請求項の数 62 (全 49 頁)

(21) 出願番号	特願平9-181025	(73) 特許権者	000005496 富士ゼロックス株式会社 東京都港区赤坂二丁目17番22号
(22) 出願日	平成9年7月7日(1997.7.7)	(74) 代理人	100086531 弁理士 澤田 俊夫
(65) 公開番号	特開平11-27257	(74) 代理人	100093241 弁理士 宮田 正昭
(43) 公開日	平成11年1月29日(1999.1.29)	(74) 代理人	100101801 弁理士 山田 英治
審査請求日	平成11年6月29日(1999.6.29)	(72) 発明者	寛 るみ子 神奈川県足柄上郡中井町境430 グリー ンテクなかい 富士ゼロックス株式会社内
前置審査		(72) 発明者	京嶋 仁樹 神奈川県足柄上郡中井町境430 グリー ンテクなかい 富士ゼロックス株式会社内 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 アクセス資格認証装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置において、
認証用データを記憶する第1の記憶手段と、

ユーザの固有情報を記憶する第2の記憶手段と、

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を記憶する第3の記憶手段と、

上記第1の記憶手段に保持されている上記認証用データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算を実行して証明データを生成する証明データ生成手段と、

上記証明データが上記ユーザの固有情報に基づいて生成されていることを検証する証明データ検証手段であって、上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに検証用に予め定められた第3の所定の計算を実行する演算手段を有し、上記演算手段の計算結果を使用して検証を行なうものとを有し、

上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記

10

20

証明用補助情報が対応する場合に上記証明データ検証手段が上記証明データを正当なものと検証するように選定したことを特徴とするアクセス資格認証装置。

【請求項 2】

少なくとも、上記第 2 の記憶手段と、上記証明データ生成手段とが、内部のデータ及び処理手続を外部から観測することを困難ならしめる防御手段中に保持されていることを特徴とする請求項 1 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 3】

少なくとも、上記第 2 の記憶手段と、上記証明データ生成手段とが、ICカードなどの携帯可能な小型演算装置として構成されていることを特徴とする請求項 1 記載のアクセス資格認証装置。

10

【請求項 4】

上記第 3 の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報が、上記アクセス資格認証の特徴情報および上記ユーザの固有情報から作成されることを特徴とする請求項 1 乃至 3 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 5】

上記第 3 の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報が、上記アクセス資格認証の特徴情報と、上記ユーザの固有情報と、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とから作成されることを特徴とする請求項 1 乃至 3 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 6】

上記第 3 の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報 t が、上記ユーザの固有情報 e を、非衝突性関数の入力として計算した値と、上記アクセス資格認証の特徴情報とから作成されることを特徴とする請求項 1 乃至 3 記載のアクセス資格認証装置。

20

【請求項 7】

上記第 3 の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報 t が、上記ユーザの固有情報 e と、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とを、非衝突性関数の入力として計算した値と、上記アクセス資格認証の特徴情報とから作成されることを特徴とする請求項 1 乃至 3 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 8】

第 2 の認証用データを記憶する第 4 の記憶手段を有し、上記証明データ検証手段が持つ上記演算手段が、上記第 4 の記憶手段に記憶されている上記第 2 の認証用データを使用して演算を行なうことを特徴とする請求項 1 乃至 7 記載のアクセス資格認証装置。

30

【請求項 9】

認証用素データを記憶する第 5 の記憶手段と、乱数生成手段が生成した乱数を記憶する第 6 の記憶手段とを備え、上記乱数生成手段は生成した乱数を上記第 6 の記憶手段に書き込むと共に、上記第 5 の記憶手段に記憶されている上記認証用素データに上記乱数を用いた乱数効果を施した後、上記認証用データとして上記第 1 の記憶手段に書き込むことを特徴とする請求項 1 乃至 8 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 10】

認証用素データを記憶する第 5 の記憶手段と、上記乱数生成手段が生成した乱数を記憶する第 6 の記憶手段とを備え、上記乱数生成手段は生成した乱数を上記第 6 の記憶手段に書き込むと共に、上記第 5 の記憶手段に記憶されている上記認証用素データに上記乱数を用いた乱数効果を施した値と、上記第 4 の記憶手段に記憶されている上記第 2 の認証用データもしくは上記第 2 の認証用データに対して上記乱数を用いた乱数効果を施した値の組とを、上記認証用データとして上記第 1 の記憶手段に書き込むことを特徴とする請求項 1 乃至 8 記載のアクセス資格認証装置。

40

【請求項 11】

上記証明データ検証手段は、上記第 6 の記憶手段に記憶されている上記乱数による乱数効果を、上記証明データ生成手段によって生成された上記証明データから除去することを特徴とする請求項 9 または 10 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 12】

50

上記アクセス資格認証の特徴情報が暗号化関数の暗号化鍵であり、上記証明データ検証手段が乱数生成手段を備え、上記乱数生成手段は生成した乱数を上記認証用データとして上記第1の記憶手段に書き込み、上記演算手段による演算結果が、上記乱数である認証用データを上記アクセス資格認証の特徴情報である暗号化鍵で暗号化したものであることを検証することを特徴とする請求項1乃至または11記載のアクセス資格認証装置。

【請求項13】

上記アクセス資格認証の特徴情報が暗号関数における復号鍵であり、上記認証用データが適当なデータを上記復号鍵に対応する暗号化鍵を用いて暗号化したものであり、上記証明データ検証手段は、上記演算手段による演算結果が、上記認証用データを正しく復号したものであることを検証することを特徴とする請求項1乃至11記載のアクセス資格認証装置。

10

【請求項14】

上記暗号化関数が非対称鍵暗号関数であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が鍵の一方であることを特徴とする請求項12または13記載のアクセス資格認証装置。

【請求項15】

上記暗号化関数が公開鍵暗号関数であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が秘密鍵であることを特徴とする請求項14記載のアクセス資格認証装置。

【請求項16】

上記暗号化関数が対称鍵暗号関数であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が共通秘密鍵であることを特徴とする請求項12または13記載のアクセス資格認証装置。

20

【請求項17】

上記暗号化関数が法 n のもとでのRSA公開鍵暗号であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が秘密鍵 D であり、上記秘密鍵 D に対応する公開鍵が E であるとき、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、上記第5の記憶手段に記憶されている上記認証用データ C を上記法 n のもとで上記証明用補助情報 t でべき乗したものと、上記証明データ生成手段によって生成された上記証明データ R との積を、上記法 n のもとで上記公開鍵 E でべき乗し、その結果と、上記第5の記憶手段に記憶されている上記認証用データ C とが、上記法 n のもとで合同であることを検証することを特徴とする請求項12記載のアクセス資格認証装置。

【請求項18】

上記暗号化関数が所定の法と指数のもとでのべき乗剰余演算であり、アクセス資格認証の特徴情報が該暗号化関数の復号鍵であるとき、上記第1の記憶手段に記憶される認証用データがデータ K を上記暗号化関数によって暗号化したものであり、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、上記法のもとで、上記第5の記憶手段に記憶されている認証用データ C を上記証明用補助情報 t でべき乗したものと、上記証明データ生成手段によって生成された上記証明データ R の積を計算し、その結果と、上記 K とが上記法のもとで合同であることを検証することを特徴とする請求項13記載のアクセス資格認証装置。

30

【請求項19】

上記第2の認証用データが適当なデータを上記復号鍵に対応する暗号化鍵を用いて暗号化したものであり、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で演算した結果が、アクセス資格認証の特徴情報である上記暗号鍵に対応する復号鍵によって、上記第2の認証用データを正しく復号したものであることを認証することを特徴とする請求項8、10または11記載のアクセス資格認証装置。

40

【請求項20】

上記暗号関数が法 p 、正整数 a 上での公開鍵暗号であり、アクセス資格認証の特徴情報が秘密鍵 X であり、秘密鍵 X に対応する公開鍵が Y であり($Y = a^X \pmod{p}$)、 u が上記 a を法 p のもとで適当な乱数 z を指数としてべき乗した値であり、 C が、上記 Y を法 p のもとで上記乱数 z を指数としてべき乗した数と、データ K との間に所定の演算を施したものであるとき、上記第1の記憶手段に認証用データとして u が記憶され、上記第4の記憶手段には C が記憶され、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、法 p のもとで

50

、上記 u を証明用補助情報 t でべき乗した値と、上記証明データ生成手段によって生成された証明データ R と、を乗じた値 R' を生成し、上記第 4 の記憶手段に記憶されている C と上記 R' に所定の演算を施し、その結果と、上記 K とが法 p のもとで合同であることを検証することを特徴とする請求項 13 または 19 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 21】

上記暗号化関数が法 p 、正整数 a のもとでの公開鍵暗号であり、アクセス資格認証の特徴情報が一方の鍵 X であり、鍵 X に対応する公開鍵が Y であり ($Y = a^X \pmod{p}$)、 u が上記 a を法 p のもとで適当な乱数 z を指数としてべき乗した値であり、 C が、上記 Y を法 p のもとで上記乱数 z を指数としてべき乗した数と、データ K との積である時 ($C = Y^z K \pmod{p}$)、上記第 5 の記憶手段に認証用素データとして u が記憶され、上記第 4 の記憶手段には C が記憶され、上記第 1 の記憶手段に認証用データとして u と C の組が記憶され、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、法 p のもとで、上記証明データ生成手段によって生成された証明データ R を、上記 u を証明用補助情報で t 乗した値で割った値を計算し、その結果と、上記 R' と、上記 K とが法 p のもとで合同であることを検証することを特徴とする請求項 13 または 19 記載のアクセス資格認証装置。

10

【請求項 22】

上記第 3 の記憶手段に記憶される証明用補助情報 t が、アクセス資格認証の特徴情報から、上記ユーザの固有情報 e を減じたデータであり、上記証明データ生成手段は、上記 e と、上記第 1 の記憶手段に書き込まれた認証用データ C とから、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する法数のもとで C の e 乗を計算することを特徴とする請求項 17 乃至 21

20

【請求項 23】

上記第 3 の記憶手段に記憶される証明用補助情報 t が、アクセス資格認証の特徴情報から、上記ユーザの固有情報 e と、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とに所定の演算を施して生成した正整数 f を減じたデータであり、上記証明データ生成手段は、上記 e と、上記第 1 の記憶手段に書き込まれた認証用データ C とから、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する法数のもとで C の f 乗を計算することを特徴とする請求項 17 乃至 21 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 24】

少なくとも上記第 1 の記憶手段と、上記第 2 の記憶手段と、上記証明データ生成手段とから構成される証明データ生成装置と、

30

少なくとも上記証明データ検証手段を有し、さらに上記第 3 の記憶手段と、認証用データを記憶する第 7 の記憶手段と、証明データを記憶する第 8 の記憶手段を備えた証明データ検証装置とが、

互いに通信することによりユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置において、

上記証明データ検証装置は、上記第 7 の記憶手段に記憶されている認証用データを上記証明データ生成装置の上記第 1 の記憶手段に書き出し、

上記証明データ生成装置は、上記証明データ生成手段によって上記第 1 の記憶手段に書き込まれた上記認証用データをもとに生成した証明データを、上記証明データ検証装置中の上記第 8 の記憶手段に書き出し、

40

上記証明データ検証装置は上記第 8 の記憶手段に書き込まれた上記証明データを用いてユーザのアクセス資格を認証することを特徴する請求項 1 乃至 23 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 25】

ユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置において、

認証用データを記憶する第 1 の記憶手段と、

ユーザの固有情報を記憶する第 2 の記憶手段と、

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成

50

するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を記憶する第3の記憶手段と、

上記第1の記憶手段に保持されている上記認証用データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算を実行して証明データを生成する証明データ生成手段と、

上記証明データが上記証明用補助情報に基づいて生成されていることを検証する証明データ検証手段であって、上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに検証用に予め定められた第3の所定の計算を実行する演算手段を有し、該演算手段の計算結果を使用して検証を行なう、上記証明データ検証手段とを有し、

上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記証明データ検証手段が上記証明データを正当なものと検証するように選定したことを特徴とするアクセス資格認証装置。

【請求項26】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報が、上記アクセス資格認証の特徴情報および上記ユーザの固有情報から作成されることを特徴とする請求項25記載のアクセス資格認証装置。

【請求項27】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報が、上記アクセス資格認証の特徴情報と、上記ユーザの固有情報と、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とから作成されることを特徴とする請求項25のアクセス資格認証装置。

【請求項28】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報tが、上記ユーザの固有情報eを、非衝突性関数の入力として計算した値と、上記アクセス資格認証の特徴情報とから作成されることを特徴とする請求項25記載のアクセス資格認証装置。

【請求項29】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報tが、上記ユーザの固有情報eと、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とを、非衝突性関数の入力として計算した値と、上記アクセス資格認証の特徴情報とから作成されることを特徴とする請求項25記載のアクセス資格認証装置。

【請求項30】

第2の認証用データを記憶する第4の記憶手段を有し、
上記証明データ検証手段が持つ演算手段が、さらに上記第4の記憶手段に記憶されている上記第2の認証用データを使用して演算を行なうことを特徴とする請求項25乃至29記載のアクセス資格認証装置。

【請求項31】

認証用素データを記憶する第5の記憶手段と、乱数生成手段が生成した乱数を記憶する第6の記憶手段とを備え、上記乱数生成手段は生成した乱数を上記第6の記憶手段に書き込むと共に、上記第5の記憶手段に記憶されている上記認証用素データに上記乱数を用いた乱数効果を施した後、上記認証用データとして上記第1の記憶手段に書き込むことを特徴とする請求項25乃至30記載のアクセス資格認証装置。

【請求項32】

認証用素データを記憶する第5の記憶手段と、上記乱数生成手段が生成した乱数を記憶する第6の記憶手段とを備え、上記乱数生成手段は生成した乱数を上記第6の記憶手段に書き込むと共に、上記第5の記憶手段に記憶されている認証用素データに上記乱数を用いた乱数効果を施した値と、上記第4の記憶手段に記憶されている上記第2の認証用データもしくは上記第2の認証用データに対して上記乱数を用いた乱数効果を施した値の組とを、上記認証用データとして上記第1の記憶手段に書き込むことを特徴とする請求項25乃至

10

20

30

40

50

3 1 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 3 3】

上記証明データ検証手段は、上記第 6 の記憶手段に記憶されている乱数による乱数効果を、上記証明データ生成手段によって生成された上記証明データから除去することを特徴とする請求項 3 1 または 3 2 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 3 4】

上記アクセス資格認証の特徴情報が暗号化関数の暗号化鍵であり、上記証明データ検証手段が乱数生成手段を備え、上記乱数生成手段は生成した乱数を上記認証用データとして上記第 1 の記憶手段に書き込み、上記演算手段による演算結果が、上記乱数である認証用データを上記アクセス資格認証の特徴情報である暗号化鍵で暗号化したものであることを検証することを特徴とする請求項 2 5 乃至 3 3 記載のアクセス資格認証装置。

10

【請求項 3 5】

上記アクセス資格認証の特徴情報が暗号関数における復号鍵であり、上記認証用データが適当なデータを上記復号鍵に対応する暗号化鍵を用いて暗号化したものであり、上記証明データ検証手段は、上記演算手段による演算結果が、上記認証用データを正しく復号したものであることを検証することを特徴とする請求項 2 5 乃至 3 3 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 3 6】

上記暗号化関数が非対称鍵暗号関数であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が鍵の一方であることを特徴とする請求項 3 4 または 3 5 記載のアクセス資格認証装置。

20

【請求項 3 7】

上記暗号化関数が公開鍵暗号関数であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が秘密鍵であることを特徴とする請求項 3 6 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 3 8】

上記暗号化関数が対称鍵暗号関数であり、上記アクセス資格認証の特徴情報が共通秘密鍵であることを特徴とする請求項 3 4 または 3 5 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 3 9】

上記第 2 の認証用データが適当なデータを上記復号鍵に対応する暗号化鍵を用いて暗号化したものであり、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で演算した結果が、アクセス資格認証の特徴情報である上記暗号鍵に対応する復号鍵によって、上記第 2 の認証用データを正しく復号したものであることを認証することを特徴とする請求項 3 0、3 2 または 3 3 記載のアクセス資格認証装置。

30

【請求項 4 0】

上記暗号化関数が法 n のもとでの RSA 公開鍵暗号であり、アクセス資格認証の特徴情報が秘密鍵 D であり、秘密鍵 D に対応する公開鍵が E であるとき、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、上記第 5 の記憶手段に記憶されている認証用データ C を法 n のもとで上記ユーザの固有情報 e に所定の演算を施して生成した正整数 f でべき乗した値 C' を計算し、上記 C' と上記公開鍵 E と上記証明データ生成手段によって生成された証明データ R との積を、法 n のもとで上記公開鍵 E 乗を行い、その結果と、上記第 5 の記憶手段に記憶されている認証用データ C とが、法 n のもとで合同であること ($R^E C'^E \pmod n = C \pmod n$) を検証することを特徴とする請求項 3 4 記載のアクセス資格認証装置。

40

【請求項 4 1】

上記暗号化関数が法 n のもとでの RSA 公開鍵暗号であり、所定の法と指数のもとでの巾乗剰余演算であり、アクセス資格認証の特徴情報が該暗号化関数の復号鍵であるとき、上記第 1 の記憶手段に記憶される認証用データがデータ K を上記暗号化関数によって暗号化したものであり、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、上記法のもとで、上記第 5 の記憶手段に記憶されている認証用データ C を、上記ユーザの固有情報 e に所定の演算を施して生成した正整数 f でべき乗したものと、上記証明データ生成手段によって生成された証明データ R の積を計算し、その結果と、上記 K とが法 n のもとで合同であることを

50

検証することを特徴とする請求項 3 5 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 4 2】

上記暗号化関数が法 p 、正整数 a 上での公開鍵暗号であり、アクセス資格認証の特徴情報が一方の鍵 X であり、鍵 X に対応する公開鍵が Y であり ($Y = a^X \pmod{p}$)、 u が上記 a を法 p のもとで適当な乱数 z を指数としてべき乗した値であり、 C が、上記 Y を法 p のもとで上記乱数 z を指数としてべき乗した数と、データ K との間に所定の演算を施したものであるとき、上記第 1 の記憶手段に認証用データとして u が記憶され、上記第 4 の記憶手段には C が記憶され、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、法 p のもとで、上記 u を上記ユーザの固有情報 e に所定の演算を施して生成した正整数 f でべき乗した値と、上記証明データ生成手段によって生成された証明データ R とを乗じた値 R' を生成し、上記第 4 の記憶手段に記憶されている C と上記 R' に所定の演算を施し、その結果と、上記 K とが法 p のもとで合同であることを検証することを特徴とする請求項 3 5 または 3 9 記載のアクセス資格認証装置。

10

【請求項 4 3】

上記暗号化関数が法 p 、正整数 a のもとでの公開鍵暗号であり、アクセス資格認証の特徴情報が一方の鍵 X であり、鍵 X に対応する公開鍵が Y であり ($Y = a^X \pmod{p}$)、 u が上記 a を法 p のもとで適当な乱数 z を指数としてべき乗した値であり、 C が、上記 Y を法 p のもとで上記乱数 z を指数としてべき乗した数と、データ K との積である時 ($C = Y^z K \pmod{p}$)、上記第 5 の記憶手段に認証用素データとして u が記憶され、上記第 4 の記憶手段には C が記憶され、上記第 1 の記憶手段に認証用データとして u と C の組が記憶され、上記証明データ検証手段は、上記演算手段で、法 p のもとで、上記証明データ生成手段によって生成された証明データ R を、上記 u を上記ユーザの固有情報 e に所定の演算を施して生成した正整数 f でべき乗した値で割った値を計算し、その結果と、上記 R' と、上記 K とが法 p のもとで合同であることを検証することを特徴とする請求項 3 5 または 3 9 記載のアクセス資格認証装置。

20

【請求項 4 4】

上記証明データ生成手段は、上記 e と、上記第 3 の記憶手段に記憶される証明用補助情報 t と上記第 1 の記憶手段に書き込まれた認証用データ C とから、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する法数のもとで C の t 乗を計算することを特徴とする請求項 3 9、4 0 または 4 3 記載のアクセス資格認証装置。

30

【請求項 4 5】

少なくとも上記第 1 の記憶手段と、上記第 3 の記憶手段と、上記証明データ生成手段とから構成される証明データ生成装置と、

少なくとも上記証明データ検証手段を有し、さらに上記第 2 の記憶手段と、認証用データを記憶する第 7 の記憶手段と、証明データを記憶する第 8 の記憶手段を備えた証明データ検証装置とが、

互いに通信することによりユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置において、

上記証明データ検証装置は、上記第 7 の記憶手段に記憶されている上記認証用データを上記証明データ生成装置の上記第 1 の記憶手段に書き出し、

40

上記証明データ生成装置は、上記証明データ生成手段によって上記第 1 の記憶手段に書き込まれた上記認証用データをもとに生成した証明データを、上記証明データ検証装置中の上記第 8 の記憶手段に書き出し、

上記証明データ検証装置は上記第 8 の記憶手段に書き込まれた上記証明データを用いてユーザのアクセス資格を認証することを特徴する請求項 2 5 乃至 4 4 記載のアクセス資格認証装置。

【請求項 4 6】

上記証明データ検証手段は、暗号化されたデータである上記認証用データあるいは上記認証用素データに対応する平文データを記憶する第 9 の記憶手段と、比較手段とを有し、上記比較手段は、上記証明データ生成手段が生成した上記証明データに所定の演算を施した

50

結果と、上記第9の記憶手段に記憶されている平文データを比較し、両者が一致した場合に限り、上記証明データが正当であると判断することを特徴とする請求項1乃至45記載のアクセス資格認証装置。

【請求項47】

上記証明データ検証手段は、データの冗長性を検証する冗長性検証手段を有し、上記証明データ生成手段が生成した上記証明データの値、もしくは上記証明データを用いて演算を行った結果得られた値が、冗長性検証手段によって特定の冗長性を持つことが確認されることによって、上記証明データが正当であると判断することを特徴とする請求項1乃至45記載のアクセス資格認証装置。

【請求項48】

上記証明データ検証手段は、暗号化されたデータである上記認証用データあるいは上記認証用素データに対応する平文データに所定の一方方向関数を施した結果を記憶する第10の記憶手段と、上記一方方向関数を実行する一方方向関数値生成手段と、上記比較手段とを有し、一方方向関数値生成手段は、上記データ生成手段が生成した上記証明データに所定の演算を施した後、一方方向関数を施し、上記比較手段は、上記一方方向関数を施した結果と、上記第10の記憶手段に記憶されているデータを比較し、両者が一致した場合に限り、上記証明データが正当であると判断することを特徴とする請求項1乃至45記載のアクセス資格認証装置。

【請求項49】

上記証明データ検証手段は、プログラム実行手段を含み、上記認証用データあるいは上記認証用素データは、プログラムを暗号化して得られるデータであり、上記証明データ検証手段が、証明データ生成手段が生成した上記証明データに所定の演算を施した値を、プログラムの一部もしくは全部としてプログラム実行手段に引き渡すことにより、証明データ生成手段が、暗号化されたプログラムである上記認証用データあるいは認証用素データを正しく復号した場合、すなわち、暗号化されたプログラムが正しく復号された場合に限り、プログラム実行手段が正しい動作を行うことを特徴とする請求項1乃至32記載のアクセス資格認証装置。

【請求項50】

上記証明データ検証手段は、さらに、プログラム実行手段と、プログラム記憶手段と、プログラム復号手段とを含み、プログラム記憶手段に記憶されているプログラムは、その一部あるいは全部が暗号化されたものであり、上記認証用データあるいは認証用素データは、上記暗号化されたプログラムを復号するための復号鍵を別途暗号化して得られるデータであり、上記証明データ検証手段は、上記証明データ生成手段が生成した上記証明データを上記プログラム復号手段に引き渡し、上記プログラム復号手段は、上記証明データ生成手段が生成した証明データと、上記証明用補助情報とに所定の演算を施した結果得られた値を復号鍵として、上記プログラム記憶手段に記憶されたプログラムの一部もしくは全部を復号し、上記プログラム実行手段が復号されたプログラムを実行することにより、上記証明データ生成手段が上記認証用データあるいは認証用素データを正しく復号した場合、すなわち、暗号化されたプログラムを復号するために復号鍵が正しく復号された場合に限り、プログラム実行手段が正しい動作を行うことを特徴とする請求項1乃至45記載のアクセス資格認証装置。

【請求項51】

ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置において、
認証用データを記憶する第1の記憶手段と、
ユーザの固有情報を記憶する第2の記憶手段と、
上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を記憶する第3の記憶手段と、
上記第1の記憶手段に記憶されている上記認証用データと、上記第2の記憶手段に記憶されている上記ユーザの固有情報と、上記第3の記憶手段に記憶されている上記証明用補助

10

20

30

40

50

情報とから、上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が、上記アクセス資格認証の特徴情報に対して正しく対応するものであることを所定の演算手段による、検証用に予め定められた第3の所定の計算により検証する検証手段とを有し、

上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記検証手段が上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が正当なものと検証するように選定したことを特徴とするアクセス資格認証装置。

【請求項52】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報が、上記アクセス資格認証の特徴情報および上記ユーザの固有情報から作成されることを特徴とする請求項51記載のアクセス資格認証装置。

10

【請求項53】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報が、上記アクセス資格認証の特徴情報と、上記ユーザの固有情報と、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とから作成されることを特徴とする請求項51記載のアクセス資格認証装置。

【請求項54】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報 t が、上記ユーザの固有情報 e を、非衝突性関数の入力として計算した値と、上記アクセス資格認証の特徴情報とから作成されることを特徴とする請求項51記載のアクセス資格認証装置。

20

【請求項55】

上記第3の記憶手段に記憶される上記証明用補助情報 t が、上記ユーザの固有情報 e と、上記アクセス資格認証の特徴情報に対応する公開情報とを、非衝突性関数の入力として計算した値と、上記アクセス資格認証の特徴情報とから作成されることを特徴とする請求項52記載のアクセス資格認証装置。

【請求項56】

第2の認証用データを記憶する第4の記憶手段を有し、
上記所定の演算手段が、さらに上記第4の記憶手段に記憶されている上記第2の認証用データを使用して演算を行なうことを特徴とする請求項51記載のアクセス資格認証装置。

【請求項57】

第1の記憶手段、第2の記憶手段、第3の記憶手段、証明データ生成手段および証明データ検証手段を用いユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証方法において、

30

上記第1の記憶手段に認証用データを記憶する第1の記憶ステップと、

上記第2の記憶手段にユーザの固有情報を記憶する第2の記憶ステップと、

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を上記第3の記憶手段に記憶する第3の記憶ステップと、

上記第1の記憶手段に保持されている上記認証用データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに、上記証明データ生成手段により、証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算を実行して証明データを生成する証明データ生成ステップと、

40

上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに、上記証明データ検証手段の演算手段により、検証用に予め定められた第3の所定の計算を実行し、上記証明データが上記ユーザの固有情報に基づいて生成されていることを検証するステップとを有し、

上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記

50

証明用補助情報が対応する場合に上記証明データ検証装手段が上記証明データを正当なものと検証するように選定したことを特徴とするアクセス資格認証方法。

【請求項 58】

第1の記憶手段、第2の記憶手段、第3の記憶手段、証明データ生成手段および証明データ検証手段を用いユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証方法において、

上記第1の記憶手段に認証用データを記憶する第1の記憶ステップと、

上記第2の記憶手段にユーザの固有情報を記憶する第2の記憶ステップと、

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を

10

、上記第3の記憶手段に記憶する第3の記憶ステップと、

上記第1の記憶手段に保持されている上記認証用データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに、上記証明データ生成手段により、証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算を実行して証明データを生成する証明データ生成ステップと、

上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに、上記証明データ検証手段の演算手段により、検証用に予め定められた第3の所定の計算を実行し、上記証明データが上記証明用補助情報に基づいて生成されていることを検証する証明データ検証ステップとを有し、

20

上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記証明データ検証装手段が上記証明データを正当なものと検証するように選定したことを特徴とするアクセス資格認証方法。

【請求項 59】

第1の記憶手段、第2の記憶手段、第3の記憶手段および演算手段を用いユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証方法において、

第1の記憶手段に認証用データを記憶する第1の記憶ステップと、

第2の記憶手段にユーザの固有情報を記憶する第2の記憶ステップと、

30

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を

、上記第3の記憶手段に記憶する第3の記憶ステップと、

上記第1の記憶手段に記憶されている上記認証用データと、上記第2の記憶手段に記憶されている上記ユーザの固有情報と、上記第3の記憶手段に記憶されている上記証明用補助情報とから、上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が、上記アクセス資格認証の特徴情報に対して正しく対応するものであることを所定の演算手段よる、検証用に予め定められた第3の所定の計算により検証する検証ステップとを有し、

上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記検証手段が上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が正当なものと検証するように選定したことを特徴とするアクセス資格認証方法。

40

【請求項 60】

第1の記憶手段、第2の記憶手段、第3の記憶手段、証明データ生成手段および証明データ検証手段を用いユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証用コンピュータプログラムを記録した記録媒体において、

上記第1の記憶手段に認証用データを記憶する第1の記憶ステップと、

上記第2の記憶手段にユーザの固有情報を記憶する第2の記憶ステップと、

50

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を上記第3の記憶手段に記憶する第3の記憶ステップと、

上記第1の記憶手段に保持されている上記認証用データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに、上記証明データ生成手段により、証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算を実行して証明データを生成する証明データ生成ステップと、

上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに、上記検証手段の演算手段により、検証用に予め定められた第3の所定の計算を実行し、上記証明データが上記ユーザの固有情報に基づいて生成されていることを検証するステップとをコンピュータに実行させるために用いられ、

さらに、上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記証明データ検証手段が上記証明データを正当なものと検証するように選定したコンピュータプログラムをコンピュータに読み出し可能に記録したことを特徴とするアクセス資格認証用コンピュータプログラムを記録した記録媒体。

【請求項61】

第1の記憶手段、第2の記憶手段、第3の記憶手段、証明データ生成手段および証明データ検証手段を用いユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証用コンピュータプログラムを記録した記録媒体において、

上記第1の記憶手段に認証用データを記憶する第1の記憶ステップと、

上記第2の記憶手段にユーザの固有情報を記憶する第2の記憶ステップと、

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を、上記第3の記憶手段に記憶する第3の記憶ステップと、

上記第1の記憶手段に保持されている上記認証用データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに、上記証明データ生成手段により、証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算を実行して証明データを生成する証明データ生成ステップと、

上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに、上記証明データ検証手段の演算手段により、検証用に予め定められた第3の所定の計算を実行し、上記証明データが上記証明用補助情報に基づいて生成されていることを検証する証明データ検証ステップとをコンピュータに実行させるために用いられ、

さらに、上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記証明データを生成するために予め定められた第2の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記証明データ検証手段が上記証明データを正当なものと検証するように選定したコンピュータプログラムをコンピュータに読み出し可能に記録したことを特徴とするアクセス資格認証用コンピュータプログラムを記録した記録媒体。

【請求項62】

第1の記憶手段、第2の記憶手段、第3の記憶手段および演算手段を用いユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証用コンピュータプログラムを記録した記録媒体において、

第1の記憶手段に認証用データを記憶する第1の記憶ステップと、

第2の記憶手段にユーザの固有情報を記憶する第2の記憶ステップと、

10

20

30

40

50

上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を、上記第3の記憶手段に記憶する第3の記憶ステップと、
 上記第1の記憶手段に記憶されている上記認証用データと、上記第2の記憶手段に記憶されている上記ユーザの固有情報と、上記第3の記憶手段に記憶されている上記証明用補助情報とから、上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が、上記アクセス資格認証の特徴情報に対して正しく対応するものであることを所定の演算手段による、検証用に予め定められた第3の所定の計算により検証する検証ステップとをコンピュータに実行させるために用いられ、

さらに、上記証明用補助情報を生成するために予め定められた第1の所定の計算と、上記検証用に予め定められた第3の所定の計算とを、上記ユーザの固有情報、上記アクセス資格の特徴情報および上記証明用補助情報が対応する場合に上記検証手段が上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が正当なものと検証するように選定したコンピュータプログラムをコンピュータに読み出し可能に記録したことを特徴とするアクセス資格認証用コンピュータプログラムを記録した記録媒体。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明はユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置に関する。

【0002】

【従来技術】

本発明と同分野に属する先行技術としてプログラムの実行制御技術が知られている。プログラム実行制御技術は、

- 1 アプリケーションプログラム中にユーザ認証のためのルーチンを埋め込み、
- 2 該ルーチンはアプリケーションの実行を試みているユーザが正規の認証用の鍵を保有していることを検査し、
- 3 前記認証用の鍵の存在が確認された場合に限りプログラムを続行し、それ以外の場合にはプログラムの実行を停止する

技術である。

【0003】

当技術を利用することにより、認証鍵を保有する正規のユーザにのみアプリケーションプログラムの実行を可能ならしめることが出来る。当技術はソフトウェア頒布事業において実用化されており、製品として、例えばRainbow Technologies, Inc.社のSentinel Super Pro (商標)や、Aladdin Knowledge Systems Ltd.社のHASP (商標)等がある。

【0004】

以下にプログラム実行制御技術について、より詳細に説明する。

【0005】

1 ソフトウェアの実行を行うユーザはユーザ識別情報として認証鍵を保有する。認証鍵は暗号化のための鍵であり、ソフトウェアの利用を許可する者、例えばソフトウェアベンダがユーザに配布する。認証鍵は複製を防ぐためにハードウェア中のメモリ等に厳重に封入され、郵便等の物理的手段を用いてユーザに配送される。

2 ユーザは認証鍵を内蔵したハードウェアを指定された方法で所有のパソコン・ワークステーションに装着する。ハードウェアは、例えばプリンタポートに装着される。

3 ユーザがアプリケーションプログラムを起動し、プログラムの実行が前記ユーザ認証ルーチンに及ぶと、プログラムはユーザの認証鍵を内蔵したハードウェアと通信する。通信の結果に基づいてプログラムは認証鍵を識別し、正しい認証鍵の存在が確認されると次のステップへ実行を移す。通信が失敗し認証鍵の存在が確認できない場合は、プログラムは自らを停止し以降の実行ができないようにする。

【0006】

10

20

30

40

50

アクセス資格認証ルーチンによる認証鍵の識別は、例えば、次のようなプロトコルに従って行われる。

1 アクセス資格認証ルーチンは適当な数を生成し鍵内蔵ハードウェアに送信する。

2 鍵内蔵ハードウェアは内蔵する認証鍵を用いて送られた数を暗号化し、前記認証ルーチンに返信する。

3 認証ルーチンは、返信された数が予め予想された数、即ちハードウェアに送信した数を正しい認証鍵で暗号化して得られる数であるか否かを判定する。

4 返信された数が予想された数と一致する場合にはプログラムの実行を続行し、一致しない場合には停止する。

【0007】

この際、アプリケーションプログラムと認証鍵内蔵ハードウェア間の通信は、たとえ同じアプリケーションプログラム中の同じ箇所において同じハードウェアとの間で交換されるものであろうとも、実行のたびに異ならなければならない。さもなければ、正常な実行過程における通信内容を一度記録し、以後プログラムを実行する度に記録した通りにアプリケーションプログラムへの返信を行うことにより、正しい認証鍵を保有しないユーザでもプログラムを実行することが可能となってしまう。このような通信内容の再現によるアプリケーションプログラムの不正実行をリプレイアタック(replay attack)と呼ぶ。

【0008】

リプレイアタックを防ぐために、通常、鍵内蔵ハードウェアに送られる数は通信の度に新たに生成される乱数を用いる。

【0009】

[従来技術の問題点]

従来技術の問題点は、アプリケーションプログラムを作成する際に、プログラム作成者がユーザが持つ認証鍵を予め想定した上で、該認証鍵に基づいてプログラムの保護処理を行わなければならないという性質に由来する。

【0010】

つまり、プログラム作成者は、鍵内蔵ハードウェアからの正しい返信をプログラム作成時に予測して、正しい返信を受けた場合にのみプログラムが正常に実行されるようにプログラムの作成を行わなければならない。

【0011】

上記特徴を有する従来技術の利用形態は基本的に2通りとなるが、いずれの場合も以下に述べる問題を有する。

1 第一の方法ではユーザの認証鍵をユーザ毎に異なるように用意する。即ち、ユーザ甲には認証鍵甲、ユーザ乙には認証鍵乙というように、ユーザ毎に異なる認証鍵を一つずつ用意する。

【0012】

この場合、プログラム作成者は、プログラム中の認証ルーチンをユーザ毎に適切に変えてプログラムを作成する必要がある。つまり、ユーザ毎に認証鍵が異なるので、プログラム中の認証ルーチンは該プログラムを利用するユーザ固有の認証鍵を識別するように作成されなければならない。プログラム作成者は利用ユーザの数だけ異なるプログラムを作成する必要がある。

【0013】

対象となるユーザが多数の場合、プログラムをユーザ毎に個別化する作業はプログラム作成者にとって耐えがたい労力を要求し、管理しなければならないユーザ認証鍵のリストも膨大なものとなる。

【0014】

2 第二の方法では、プログラム作成者はアプリケーション毎にそれぞれ異なる認証鍵を用意する。即ち、アプリケーション甲には認証鍵甲、アプリケーション乙には認証鍵乙というように、アプリケーション毎に異なる認証鍵を一つずつ用意し、固有の認証鍵を識

10

20

30

40

50

別するように各アプリケーションプログラムを作成する。

【0015】

この方法では、第一の方法の場合のようにユーザ毎にプログラムを個別的に作成する必要はなくなるが、逆に、ユーザは利用するアプリケーションの数だけ認証鍵を保持しなければならないこととなる。

【0016】

この制約はプログラム作成者及びユーザそれぞれに以下のような問題を惹起する。

【0017】

前述のように、認証鍵はハードウェアに厳重に封入した状態でユーザに配布する必要がある。従って、プログラム自身はネットワークを介して簡便に配布することができるのと対照的に、認証鍵を内蔵するハードウェアの配布は郵便等の物理手段に頼らざるを得ない。この制限は、コスト、時間、梱包の手間いずれをとっても、プログラム作成者にとって大きな負担となる。

【0018】

プログラム作成者は、ユーザの要求に応えるべく、アプリケーション毎に異なるハードウェアを一定個数ストックしておかなければならず、在庫管理のコストを必要とする。

【0019】

また、ユーザは利用するアプリケーションを変更する度にハードウェアを交換しなければならないという煩雑さに甘んじなければならない。

【0020】

ユーザがあるアプリケーションを使いたいとしても、認証鍵が封入されたハードウェアが届くまで待たねばならず、即座に利用できないという点での不便さも生ずる。

【0021】

この負担を軽減するため、ハードウェア中に複数の認証鍵を予め封入しておき、新しいアプリケーションの利用をユーザに許可する度に、ハードウェア中の未使用の認証鍵を利用可能とするためのパスワードをユーザに教えるといった方法が用いられる。しかしながら、この方法を用いたとしても、前記の問題点は原理的に解決されないことは明らかである。実際、商品化に際しては、上記問題点に起因する不便さを緩和するために、ハードウェアは接続して複数結合することが可能となるように設計される。

【0022】

このように、上記二つのいずれの方法をとったとしても、プログラム作成者及びユーザの利便に問題が存在する。

【0023】

なお、実行制御の外的な特質を考えると、メールのプライバシー保護やファイルや計算機資源のアクセス制御、その他一般のデジタルコンテンツアクセス制御にも適用可能であると想像できる。しかしながら、従来技術をこれらの分野に適用しようとしても、前記の問題点により不可能である。

【0024】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、以上の事情を考慮してなされたものであり、ユーザ側及びアプリケーション作成者等のプロテクト側の双方に生ずる、多数の認証鍵等の固有情報を取り扱うことによって派生する不具合を解消し、プログラムの実行制御、デジタルコンテンツ（静止画・動画・音声等）のアクセス権保護、メールのプライバシー保護、ファイルや計算機資源のアクセス制御等を行う際に、ユーザのアクセス資格を簡易に認証する事ができるようにした、アクセス資格認証装置を提供することを目的とする。

【0025】

【課題を解決する手段】

本発明の第1の側面によれば、上述の目的を達成するために、ユーザの権限を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置に、認証用データを記憶する第1の記憶手段と、ユーザの固

10

20

30

40

50

有情報を記憶する第2の記憶手段と、上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を記憶する第3の記憶手段と、上記第1の記憶手段に保持されている認証用データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに所定の演算を施して証明データを生成する証明データ生成手段と、上記証明データが上記ユーザの固有情報に基づいて生成されていることを検証する証明データ検証手段であって、上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに所定の演算を施す演算手段を有し、該演算手段の演算結果を使用して検証を行なうものとを設けるようにしている。

【0026】

この構成においては、証明用補助情報（アクセスチケット）を導入することにより、アクセス資格認証の特徴情報とユーザ固有情報とを独立させることができ、したがってプロテクト側もユーザ側も、1つの固有情報を準備しておくだけで済む。また、ユーザはアクセスチケットを受け取る必要がないので、たとえば、ユーザへのアプリケーションプログラム配布の際、配布するプログラムにアクセスチケットを添付しておき、証明データ検証装置が検証時に使用するという検証方法が可能になる。

【0027】

また、本発明の第2の側面によれば、ユーザのアクセス資格を証明するために生成された証明データの正当性を検証することにより上記ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置に、認証用データを記憶する第1の記憶手段と、ユーザの固有情報を記憶する第2の記憶手段と、上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を記憶する第3の記憶手段と、上記第1の記憶手段に保持されている認証用データと、上記第3の記憶手段に保持されている上記証明用補助情報とに所定の演算を施して証明データを生成する証明データ生成手段と、上記証明データが上記証明用補助情報に基づいて生成されていることを検証する証明データ検証手段であって、上記証明データ生成手段によって生成された証明データと、上記第2の記憶手段に保持されている上記ユーザの固有情報とに所定の演算を施す演算手段を有し、該演算手段の演算結果を使用して、検証を行なうものとを設けている。

【0028】

この構成においても、アクセス資格認証の特徴情報とユーザ固有情報とを独立させることができ、したがってプロテクト側もユーザ側も、1つの固有情報を準備しておくだけで済む。さらに、証明データ検証装置側でユーザ固有情報に関連する計算を行っているため、ユーザ側ではアクセスチケットに関連する計算を行うだけでよい。たとえば、検証装置が専用のハードウェアにより耐タンパー特性を持つよう構成されており、ユーザの固有情報を保持しているような場合、ユーザはアクセスチケットを持っているだけで、安全に認証を行うことができる。

【0029】

また、本発明の第3の側面によれば、上述の目的を達成するために、ユーザのアクセス資格を認証するアクセス資格認証装置に、認証用データを記憶する第1の記憶手段と、ユーザの固有情報を記憶する第2の記憶手段と、上記ユーザの固有情報と、アクセス資格認証の特徴情報とに対し、所定の計算を実行した実行結果である証明用補助情報を記憶する第3の記憶手段と、上記認証用データと、上記ユーザの固有情報と、上記証明用補助情報とから、上記証明用補助情報と上記ユーザの固有情報との組が、上記アクセス資格認証の特徴情報に対して正しく対応するものであることを検証する検証手段とを設けるようにしている。

【0030】

この構成においても、アクセス資格認証の特徴情報とユーザ固有情報とを独立させることができ、したがってプロテクト側もユーザ側も、1つの固有情報を準備しておくだけで済む。さらに、すべての計算を検証装置で行うため、ユーザは自分の固有情報とアクセスチケットを持ち歩くだけで、認証を行うことが可能となる。たとえば、アプリケーションブ

10

20

30

40

50

プログラムが専用装置上に構成されているような場合、ユーザは自分の固有情報とアクセスチケットとをＩＣカードに封入しておく。該専用装置はＩＣカードを挿入するためのスロットを備えており、ユーザは該スロットにＩＣカードを挿入することで認証を行うことができる。

【 0 0 3 1 】

【 発明の実施の形態 】

以下本発明について詳細に説明する。

[全体の構成]

具体的な個別の実施例を述べる前に、本発明の実施態様の概要を以下に述べる。

まず、本発明を、ユーザのＰＣあるいはワークステーション上で動作するアプリケーションプログラムの実行制御に用いる場合について述べる。図１、図２および図３に３つの実施態様の構成を示す。

【 0 0 3 2 】

図１は、第１の実施態様を全体として示している。第１の実施態様では、アクセスチケット（証明用補助情報）を証明データ検証時に用いるようにしている。図１において、プログラム実行制御装置（ユーザ認証装置）は、証明データ検証装置１０および証明データ生成装置１１を含んで構成されている。証明データ検証装置１０は検証手段１３を具備し、また認証用データ１４を保持している。また、証明データ検証装置１０は、アクセスチケット生成装置１２からアクセスチケット（証明用補助情報）１５を受領するようになっている。証明データ生成装置１１は、証明データ生成手段１６を具備しており、またユーザ固有情報１７を保持している。

【 0 0 3 3 】

証明データ検証装置１０は認証用データ１４を証明データ生成装置１１に送出する。証明データ生成装置１１の証明データ生成手段１６は、受け取った認証用データと、保持しているユーザ固有情報（ユーザを識別するための固有情報）１７とから証明データ１８を生成し、この証明データ１８を証明データ検証装置１０に返す。証明データ検証装置１０の検証手段１３は、認証データ１４、アクセスチケット１５を用いて証明データ１８を検証する。検証が成功すればプログラムの実行が許容される。

【 0 0 3 4 】

図２は、第２の実施態様を示している。この第２の実施態様では、アクセスチケットを証明データ生成時に用い、他方、ユーザ固有情報を証明データ検証時に用いるようにしている。図２において、図１と対応する箇所には対応する符号を付し詳細な説明を省略する。

【 0 0 3 5 】

図３は、第３の実施態様を示している。この第３の実施態様では、ユーザ固有情報およびアクセスチケットの双方を直接検証するようにしている。この実施態様では証明データを生成しない。図２において図１と対応する箇所には対応する符号を付して詳細な説明を省略する。

【 0 0 3 6 】

以下、各実施態様について詳細に説明する。

【 0 0 3 7 】

図１、図２および図３の各実施態様において、ユーザを識別するための固有情報（ユーザ固有情報１７）をユーザがコピーして配布できると、正当な利用権をもたないユーザにもアプリケーションプログラムの使用を許すこととなる。そこで、ユーザ固有情報１７はその正当な保持者であるユーザであってもこれを窃取することができないように、該計算機に装着され、耐タンパー特性を有するハードウェア（ＩＣカード、ボードなど）を併用することが可能である。この際、ＩＣカードのような携帯性のあるハードウェアを用いれば、ユーザが複数のＰＣあるいはワークステーション上で作業をする場合に便利である。

【 0 0 3 8 】

図１の実施態様では、証明データ生成装置１１はユーザが用いる計算機上の証明用プログ

10

20

30

40

50

ラムとして実現することができる。この際、証明データ18を生成するためにユーザ固有情報17を用いるため、上記理由により、前記プログラムの少なくとも一部はICカード等の防御手段によって保護される必要がある。

【0039】

証明データ検証装置10は該ユーザが利用するアプリケーションプログラムの一部として構成される。即ち、ユーザが該アプリケーションプログラムをPCあるいはワークステーション上で起動すると、該アプリケーションプログラム中にプログラムとして記述された証明データ検証装置10が起動されて認証が行われ、正しく認証された時に限って該アプリケーションプログラムの実行を可能とする。これらの実施態様では証明データ生成装置11と通信してユーザ認証を行い、通信が正しく終了した場合に限って該アプリケーションプログラムの実行を可能とする。

10

【0040】

ユーザが、証明データ検証装置10が埋めこまれた前記アプリケーションプログラムを利用するためには、ユーザ本人宛に発行され、前記アプリケーションプログラムに対応する証明用補助情報(アクセスチケット15)を取得する必要がある。アクセスチケット15は、前記PCあるいはワークステーション上に置く構成にしてもよいし、ユーザ固有情報17がICカードに封入されている場合には、このICカード中においてもよい。

【0041】

証明データ生成装置11(PCあるいはワークステーション上のプログラムとICカードによって構成される)は、ユーザ固有情報17に基づいて計算を行い、その計算に基づいて証明データ検証装置10と通信を行う。

20

【0042】

通信の結果、証明データ検証装置10による認証が成功するのは、ユーザ固有情報17と、アクセスチケット15と、証明データ検証装置10が検証するアクセス資格認証の特徴情報の三つが正しく対応している場合に限られる。

【0043】

ユーザ固有情報17あるいはアクセスチケット15の一方が欠けていた場合には、認証は成功しない。

【0044】

図1の実施形態の場合、ユーザはアクセスチケットを受け取る必要がない。たとえば、ユーザへのアプリケーションプログラム配布の際、配布するプログラムにアクセスチケットを添付しておき、証明データ検証装置が検証時に使用するという検証方法が可能になる。

30

【0045】

図2の実施態様では、証明データ生成装置11はユーザが用いる計算機上の証明用プログラムとして実現することができる。

【0046】

証明データ検証装置10は該ユーザが利用するアプリケーションプログラムの一部として構成される。即ち、ユーザが該アプリケーションプログラムをPCあるいはワークステーション上で起動すると、該アプリケーションプログラム中にプログラムとして記述された証明データ検証装置10が起動されて認証が行われ、正しく認証された時に限って該アプリケーションプログラムの実行を可能とする。これらの実施態様では証明データ生成装置11と通信してユーザ認証を行い、通信が正しく終了した場合に限って該アプリケーションプログラムの実行を可能とする。この通信の際、ユーザ固有情報17を送信することがあるが、前記理由によりユーザ固有情報が外部に漏洩すると問題があるため、安全に検証装置10に送る必要がある。

40

【0047】

ユーザが、証明データ検証装置10が埋めこまれた前記アプリケーションプログラムを利用するためには、アクセスチケット15を取得する必要がある。アクセスチケット15は、前記PCあるいはワークステーション上に置く構成にしてもよいし、ユーザ固有情報1

50

7がICカードに封入されている場合には、このICカード中においてもよい。

【0048】

証明データ生成装置11は、アクセスチケット15に基づいて計算を行い、その計算に基づいて証明データ検証装置10と通信を行う。

【0049】

通信の結果、証明データ検証装置10による認証が成功するのは、この場合も、ユーザ固有情報17と、アクセスチケット15と、証明データ検証装置10が検証するアクセス資格認証の特徴情報の三つが正しく対応している場合に限られる。

【0050】

ユーザ固有情報17あるいはアクセスチケット15の一方が欠けていた場合には、認証は成功しない。 10

【0051】

図2の実施形態では、ユーザ側ではアクセスチケットに関連する計算を行うだけでよい。たとえば、証明データ検証装置10が専用のハードウェアにより耐タンパー特性を持つよう構成されており、ユーザの固有情報を保持しているような場合、ユーザはアクセスチケットを持っているだけで、安全に認証を行うことができる。

【0052】

図3の実施態様では、検証装置10（正確には証明データ検証装置10ではないが、便宜上、符号10を用いて参照する）は該ユーザが利用するアプリケーションプログラムの一部として構成される。即ち、ユーザが該アプリケーションプログラムをPCあるいはワークステーション上で起動すると、該アプリケーションプログラム中にプログラムとして記述された検証装置10が起動されて認証が行われ、正しく認証された時に限って該アプリケーションプログラムの実行を可能とする。検証装置10は、ユーザ固有情報17とアクセスチケット15とを取得して認証を行う。この際、前記理由により、ユーザの固有情報が外部に漏洩しないよう保護する必要がある。 20

【0053】

一連の動作の結果、検証装置10による認証が成功するのは、この場合も、ユーザ固有情報17と、アクセスチケット15と、検証装置10が検証するアクセス資格認証の特徴情報の三つが正しく対応している場合に限られる。

【0054】

ユーザ固有情報17あるいはアクセスチケット15の一方が欠けていた場合には、認証は成功しない。 30

【0055】

図3の実施形態では、すべての計算を検証装置10で行うため、ユーザは自分の固有情報とアクセスチケットを持ち歩くだけで、認証を行うことが可能となる。たとえば、アプリケーションプログラムが専用装置上に構成されているような場合、ユーザは自分の固有情報とアクセスチケットとをICカードに封入しておく。該専用装置はICカードを挿入するためのスロットを備えており、ユーザは該スロットにICカードを挿入することで認証を行うことができる。

【0056】

以上説明したように、各実施態様において、アクセスチケット15は特定のユーザ宛に発行される。即ち、アクセスチケット15の生成に際して、特定のユーザのユーザ固有情報17が使用される。アクセスチケット15の生成時に使用されるユーザ固有情報17と、そのアクセスチケット15を使用するユーザのユーザ固有情報17とが一致していない場合、やはり、認証は成功しない。 40

【0057】

また、アクセスチケットは、特定のアクセス資格認証の特徴情報に基づいて生成され、証明データ検証装置（図3の構成では検証装置）10はこのアクセス資格認証の特徴情報を認証するように構成される。従って、アクセスチケット15の生成のもととなった特徴情報と、アプリケーションプログラムに埋め込まれている証明データ検証装置10が認証し 50

ようとする特徴情報とが互いに対応していなかった場合にも、認証は成功しない。

【 0 0 5 8 】

また、アプリケーションプログラムがネットワークによって結合された別の計算機上で実行され、実行結果がネットワークを介してユーザが用いる計算機に通信されるものとしてもよい。この場合、いわゆるサーバ・クライアントモデルに基づく構成となる。先に述べた、ユーザのPCあるいはワークステーション上で実行されるアプリケーションプログラムの実行制御の場合では、証明データ生成装置 1 1 と証明データ検証装置 1 0 との通信がいわゆるプロセス間通信として実行されるのに対し、サーバ・クライアント・モデルに従った場合、証明データ生成装置 1 1 と証明データ検証装置 1 0 との通信はTCP/IP (トランスミッション・コントロール・プロトコル/インターネット・プロトコル) などのネットワークプロトコルに従った通信として実行される。

10

【 0 0 5 9 】

また、アプリケーションプログラムが専用装置上に構成されている場合にも、本発明を適用することが可能である。例えば、証明データ生成装置 1 1 が存在する構成では、ユーザの固有情報だけでなく証明データ生成装置 1 1 全体もICカード内に実装し、取得したアクセスチケット 1 5 もICカードに登録するものとする。証明データ検証装置 1 0 は前記専用装置上に実装されるが、該専用装置はICカードを挿入するためのスロットを備え、ユーザは該スロットに所有するICカードを挿入することで認証を行う。

【 0 0 6 0 】

このような専用装置による構成は、銀行のATM機や、ゲームセンターにおけるゲーム機などに適用することができる。

20

【 0 0 6 1 】

ユーザによるアクセスチケット 1 5 の取得に関しては、アクセスチケット 1 5 を発行する共通のセンターが、ユーザからの発行依頼に応じて生成して配布する方法と、アプリケーションプログラムの作成者が、アクセスチケット発行プログラムやアクセスチケット生成装置 1 2 の助けを借りて個別に生成する方法がある。

このような場合、アクセスチケット生成装置 1 2 は、チケット発行者によって管理され、アクセスチケットはこれら正当な権利者等によって、ユーザの環境とは別個に作成され、配布される。

【 0 0 6 2 】

生成されたアクセスチケット 1 5 は、フロッピーディスク等の可搬型記憶媒体を介してユーザに配送されるものとしてもよいが、アクセスチケット 1 5 が十分な安全性を備えていることから、電子メールなどを用いてネットワークを介して配送されるように構成してもよい。

30

【 0 0 6 3 】

アクセスチケット 1 5 の安全性とは、以下の二つの性質である。

【 0 0 6 4 】

1) アクセスチケットはいわゆる記名式である。即ち、アクセスチケットが発行されたユーザ本人(正確には、アクセスチケット生成時に用いられたユーザ固有情報の保持者)だけが該アクセスチケットを用いて証明データ生成装置を正しく作動させることができる。従って、悪意の第三者が、他のユーザのアクセスチケットを不正に手に入れたとしても、この第三者がアクセスチケットの発行先である正規のユーザのユーザ固有情報を手に入れないかぎり、このアクセスチケットを利用することは不可能である。

40

【 0 0 6 5 】

2) アクセスチケットはさらに厳密な安全性を保持している。即ち、悪意の第三者が任意個数のアクセスチケットを集めて、いかなる解析を行ったとしても、得られた情報をもとに別のアクセスチケットを偽造したり、証明データ生成装置の動作を模倣して認証を成立させるような装置を構成することは不可能である。

【 0 0 6 6 】

以下では、より具体的な構成について実施例に即して説明する。

50

【 0 0 6 7 】

[実施例 1]

実施例 1 では、RSA (R i v e s t - S h a m i r - A d e l m a n) 暗号を用いて認証を行うものであり、また、アクセスチケットを証明データ検証装置 1 0 で利用する点に特徴がある。

【 0 0 6 8 】

本実施例の全体の構成を図 1 に、証明データ検証装置 1 0 の構成を図 4 に示し、証明データ生成装置の構成を図 6 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 1 0 の動作を図 8 に示し、証明データ生成装置 1 1 の動作を図 1 8 に示す。

【 0 0 6 9 】

図 4 において、証明データ検証装置 1 0 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1、乱数生成部 1 0 2、乱数記憶部 1 0 3、検証用演算部 1 0 4、乱数効果除去部 1 0 5、実行手段 1 0 6、乱数効果付与部 1 0 7、認証用素データ記憶部 1 0 8、認証用データ記憶部 1 0 9、受信データ記憶部 1 1 0 およびアクセスチケット記憶部 1 1 1 を含んで構成されている。証明データ検証装置 1 0 の各部の動作およびデータの流れが図 1 0 に示すとおりである。動作の詳細については後に詳述する。

10

【 0 0 7 0 】

図 6 において、証明データ生成装置 1 1 は、受信データ記憶部 1 2 1、ユーザ固有情報記憶部 1 2 2、指数生成部 1 2 3 および証明データ生成部 1 2 4 を含んで構成されている。証明データ生成装置 1 1 の各部の動作およびデータの流れは図 1 8 に示すとおりである。動作の詳細については後に詳述する。

20

【 0 0 7 1 】

つぎに、本実施例における認証の詳細を説明する。

【 0 0 7 2 】

本発明における実施例 1 では、アクセス資格認証の特徴情報 D と、D に対応する公開情報 E および n は、以下のように定義される。

n は RSA 法数、すなわち、十分大きな二つの素数 p , q の積であり、式 1 - 1 を満たす。

【 0 0 7 3 】

【 数 1 】

$$(1 - 1) \quad n = p q$$

(n) を n のオイラー数であり、式 1 - 2 によって計算される。

【 0 0 7 4 】

【 数 2 】

$$(1 - 2) \quad (n) = (p - 1) (q - 1)$$

アクセス資格認証の特徴情報 D は、法数 n のもとでの RSA 秘密鍵であり、式 1 - 3 を満たす。

【 0 0 7 5 】

【 数 3 】

$$(1 - 3) \quad g c d (D , (n)) = 1$$

ここで、gcd (x , y) は、二数 x、y の最大公約数を表す。式 1 - 3 によって表現される性質は、式 1 - 4 を満たす数 E が存在することを保証する。

【 0 0 7 6 】

【 数 4 】

$$(1 - 4) \quad E D \text{ mod } (n) = 1$$

D をアクセスチケット秘密鍵、E をアクセスチケット公開鍵と呼ぶ。

【 0 0 7 7 】

アクセスチケット t は、アクセスチケット秘密鍵 D、ユーザの固有情報 e、法数 n を用い、以下の式 1 - 5 に基づいて生成される。

【 0 0 7 8 】

30

40

50

【数5】

$$(1-5) \quad t = D - F(e, n)$$

ユーザの固有情報 e は、ユーザ毎に異なる数であり、ユーザを識別するために用いられる。関数 F は関数値が衝突しにくい関数であり、例えば、一方向ハッシュ関数 h を利用して、式 1 - 6 あるいは式 1 - 7 のように定めることができる。

【0079】

【数6】

$$(1-6) \quad F(x, y) = h(x | y)$$

【0080】

【数7】

$$(1-7) \quad F(x, y, z, u, w) = h(x | y | z | u | w)$$

ここで、 $x | y$ は x と y とのビットの連結であることを表す。

【0081】

一方向ハッシュ関数とは、 $h(x) = h(y)$ を満たす相異なる x 、 y を算出することが著しく困難であるという性質をもつ関数である。一方向ハッシュ関数の例として、RSA Data Security Inc. による MD2、MD4、MD5、米国連邦政府による規格 SHS (Secure Hash Standard) が知られている。

【0082】

上記の説明中に現れた数において、 t 、 E 、 n は公開可能であり、残りの D 、 e 、 p 、 q 、 (n) および関数 F はチケットを作成する権利を有するもの以外には秘密である必要がある。

【0083】

また、以下では、暗号化されるデータ K を検証用データ、証明データ生成装置 11 が証明のために生成するデータ R を証明用データとよぶ。また、証明データ生成装置 11 が証明データを生成するために、検証装置 10 から受け取るデータ、及び、検証装置が復号された値を検証するために用いるデータを認証用データと呼ぶ。

【0084】

以下に本実施例の動作を示す。

【0085】

1. ユーザが、アクセス資格認証装置による認証を必要とするデジタルコンテンツにアクセスすることによって、証明データ検証装置 10 が起動される。

【0086】

証明データ検証装置 10 がユーザの PC あるいはワークステーション上で動作するアプリケーションプログラムの一部として構成されている場合、ユーザがキーボードあるいはマウスなどの指示装置を用いた通常の方法で、アプリケーションプログラムを起動する。アプリケーションプログラムの実行が証明データ検証装置 10 を構成しているプログラムに到達することにより、証明データ検証装置 10 が起動される。

【0087】

証明データ検証装置 10 がネットワークで結ばれた他の PC あるいはワークステーション (サーバと呼ぶ) 上に構成されている場合、ユーザは自分の PC あるいはワークステーション上の通信プログラムを起動し、該通信プログラムが所定の手続きに従って前記サーバに通信の開設要求を行うことにより、前記サーバ上の証明データ検証装置 10 が起動される。例えば、ユーザの通信プログラムがサーバと通信する際に TCP/IP (トランスミッション・プロトコル/インターネット・プロトコル) と呼ばれる手続きに従うとすると、証明データ検証装置 10 をサーバの特定のポートに予め対応づけておき、更に、ユーザの通信プログラムが該ポートを指定して TCP 接続要求をサーバに要求するように設定しておくことにより、サーバ上のデーモン (inetd) が TCP 接続要求に応じて証明データ検証装置を起動することが可能となる。このような実現方法は、インターネットなどのネットワークにおいて広く利用されているものである。

【0088】

10

20

30

40

50

証明データ検証装置 10 を専用目的の装置とすることも可能である。例えば、証明データ検証装置を IC カード・リーダ・ライター内の ROM に焼きつけられたプログラムとして構成し、証明データ生成装置 10 を IC カードのマイクロコントローラに実装されたプログラムとすることができる。この場合、ユーザが IC カードをリーダ・ライターに挿入することにより、証明データ検証装置 10 が起動される。

【0089】

2. 証明データ検証装置 10 は、認証用データ C と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 n とを、証明データ生成装置 11 中の受信データ記憶部 121 に書き込む。認証用素データ記憶部 108 には、認証用素データとして C' が記憶されている。ここで、検証用データを適当なデータ K とする時、認証用素データ C' は、データ K 10 に対して式 1-8 を満たす。

【0090】

【数 8】

$$(1-8) \quad C' = K^E \pmod{n}$$

ここで、データ K を証明データ検証装置 10 に保持せず、代わりに、その暗号化の結果である C' のみを保持するように証明データ検証装置 10 を構成すれば、証明データ検証装置 10 からデータ K が漏洩する危険を回避することができる。

【0091】

認証用データ C は、証明データ検証装置 10 により、乱数生成部 102 で乱数 r を生成し、r と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 から取得した E、n と、認証用素データ記憶部 108 から取得した C' とを用い、乱数効果付与部 107 で式 1-9 の計算を行うことで生成される。生成された認証用データ C は、証明データ生成装置 11 中の受信データ記憶部 121 に書き込まれるとともに、証明データ検証装置 10 の認証用データ記憶部 109 にも記憶される。また、生成した乱数 r は、乱数記憶部 103 に記憶される。 20

【0092】

【数 9】

$$(1-9) \quad C = r^E C' \pmod{n}$$

このように、認証用データに乱数効果を加え、証明データ生成装置 11 が返す証明データを検証する際に乱数効果を除去するように構成することにより、いわゆるリプレイアタックを防止することができる。これは、以下の実施例においても、同様である。 30

【0093】

3. 証明データ生成装置 11 中の指数生成部 123 は、ユーザ固有情報記憶部 122 に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 n とを取得し、式 1-10 の計算を実行する。

【0094】

【数 10】

$$(1-10) \quad F(e, n)$$

【0095】

4. 証明データ生成装置 11 中の証明データ生成部 124 は、指数生成部 123 で生成されたデータを用いて、式 1-11 の計算を実行し R を得る。 40

【0096】

【数 11】

$$(1-11) \quad R = C^{F(e, n)} \pmod{n}$$

【0097】

5. 証明データ生成装置は R を証明データ検証装置の受信データ記憶部に返送する。

【0098】

6. 証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、アクセスチケット記憶部 111 に記憶されているアクセスチケット t を取得し、受信データ記憶部 110 に書き込まれた法数 n のもとで式 1-12 を実行し、S を得る。

【0099】

【数 1 2】

$$(1-12) \quad S = R C^t \pmod n$$

【0100】

7. 証明データ検証装置 10 中の乱数効果除去部 105 は、乱数記憶部 103 から先に生成した乱数 r を取り出し、式 1-13 の計算を行う。

【0101】

【数 1 3】

$$(1-13) \quad K' = r^{-1} S \pmod n$$

【0102】

8. 証明データ生成装置 11 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

10

【0103】

9. 計算された K' は、証明データ検証装置 10 中の実行手段に引き渡されるが、実行手段は $K' = K$ が成立する場合に限り正規の処理を実行する。

【0104】

以下、証明データ検証装置 10 において、 K と K' が同一であることを検証する方法について、いくつかの例を記す。

【0105】

[1] 検証用データと復号結果を直接比較する構成例

20

証明データ検証装置 10 は予め検証用データ K を記憶しておく。証明データ検証装置 10 中の比較部は、この検証用データ K と、認証用データを復号したデータ K' とを直接比較し、 $K' = K$ が成立する場合に限り正規の処理を実行し、成立しない場合には処理を中止するなどのエラー処理を実行する。

【0106】

この構成例では、検証すべき検証用データ K そのものが装置中に現れるという安全上の弱点がある。例えば、証明データ検証装置 10 がユーザの PC あるいはワークステーション上で動作するプログラムとして構成されている場合、プログラムを解析して K を窃取することは、困難であっても、必ずしも不可能ではない。 K の値がユーザの知るところとなると、証明データ生成装置 11 の動作を模倣する装置を構成することが可能となり、なりすましによる不正アクセスが可能となる。

30

【0107】

[2] 一方向性関数を用いた構成例

上記の欠点を改善するため、証明データ検証装置 10 が記憶している検証のためのデータを、検証用データ K そのものではなく、 K に前述の一方向ハッシュ関数 h を施して得られるデータ $h(K)$ とする。一方向ハッシュ関数の性質から、証明データ記憶手段に記憶されるデータ y から、 $y = h(x)$ を満たす x を算出することは著しく困難である。

【0108】

証明データ検証装置 10 は、入力データに対し一方向ハッシュ関数を施した結果を返す変換部を有する。比較部は、認証用データを復号したデータ K' をハッシュ関数の入力として得られる出力 $h(K')$ と、記憶されているデータ ($= h(K)$) とを比較する。

40

【0109】

この方法例では、検証用データ K がプログラム中に現れることがなく、また、証明データ記憶手段に記憶された $h(K)$ から K を計算することも著しく困難であることから、上記 [1] の例よりは安全であるといえる。

【0110】

しかしながら、比較部はプログラム中では条件文として構成されており、証明データ検証装置がプログラムで、分析・改竄が容易であるような構成の場合には、該条件文をスキップするようにプログラムを改竄することが可能である点で、なお弱点を有している。

【0111】

50

[3] 復号された値が、特定のデータを復号するための復号鍵である構成例
検証のために記憶されているデータが、暗号化されたデータであり、認証用データを復号したデータ K ' は、この暗号化されたデータを復号するための鍵である。

【 0 1 1 2 】

証明データ検証装置 1 0 は、データ K ' の値を、検証のために記憶されているデータを暗号化するのに用いた暗号の復号鍵として用いて復号し、その結果、暗号化されたデータが復号できた場合のみ、プログラムの実行を可能とする。

【 0 1 1 3 】

この構成でも、検証装置中に復号鍵そのものは現れないため、安全度は高くなっている。

【 0 1 1 4 】

[4] 復号された値が特定の冗長性を満たすことを確認する構成例

証明データ検証装置 1 0 が冗長性検証手段をもち、証明データ検証装置 1 0 は、認証用データを復号したデータ K ' の値を、冗長性検証手段に送る。冗長性検証手段が、そのデータが特定の冗長性を満たすことを確認した場合のみ、プログラムの実行を可能とする。

【 0 1 1 5 】

冗長性の例としては、復号されたデータがある特定のパターンを繰り返していることや、特定の位置のデータが特定の条件を満たすこと、あるいは、データが特定の言語として意味があること、等があげられる。

【 0 1 1 6 】

[5] プログラムコード自体を暗号化する構成例

証明データ検証装置 1 0 が保持するプログラムのコードの一部或は全部を暗号化したデータを認証用データとして、認証用データ記憶手段に保持する。即ち、認証用データを復号したデータ K ' はプログラムのコードの一部或は全部となる。

【 0 1 1 7 】

実行手段はデータ K ' を、プログラム中の予め定められた位置に埋め込み、その後、埋め込んだプログラムを実行する。証明データ生成装置 1 1 が正しいデータを返信した場合、即ち、K ' がコードを正しく復号したものである場合に限りプログラムは実行可能となる。

【 0 1 1 8 】

実行手段は復号されたコードを本来のプログラムに埋め込んだファイルを生成した後、そのファイルを起動してもよいが、プログラムがメモリ上に展開されている状態で、復号したコードをメモリ上のプログラムに埋め込んだのち起動する方法が、安全上は望ましい。

【 0 1 1 9 】

この構成例では、プログラムの実行に不可欠なコードの一部或は全部が暗号化されているため、実行手段がユーザの PC あるいはワークステーション上で動作するアプリケーションプログラムとして構成されているような比較的安全性の低い場合でも、不正実行を防止することができる。

【 0 1 2 0 】

[6] 復号された値がプログラムの復号鍵である構成例

証明データ検証装置 1 0 がプログラムのコードの一部或は全部を暗号化したデータを保持しており、認証用データを復号したデータ K ' が、暗号化したプログラムコードを復号するために必要な復号鍵となっているものである。この構成によると、暗号化するコードのサイズに関わらず、データ K ' のサイズを一定の小さい値に抑えることが可能となり、通信のオーバーヘッドを減少させることができる。

【 0 1 2 1 】

証明データ検証装置 1 0 はデータ K ' を用いて、記憶している暗号化されたプログラムコードを復号する。実行部は、復号されたコードを、プログラム中の予め定められた位置に埋め込み、その後、埋め込んだプログラムを実行する。証明データ生成装置が正しいデータを返信していた場合、即ち、K ' によってコードが正しく復号されていた場合に限りプログラムは実行可能となる。

10

20

30

40

50

【 0 1 2 2 】

[実施例 2]

つぎに本発明の実施例 2 について説明する。この実施例 2 においては、E l G a m a l 暗号を用いて認証を行い、また、アクセスチケットを証明データ検証装置 1 0 で利用する点に特徴がある。

【 0 1 2 3 】

本実施例の構成は、実施例 1 と同様である。すなわち、本実施例の全体の構成を図 1 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 1 0 の構成を図 4 に示し、証明データ生成装置 1 1 の構成を図 6 に示す。

【 0 1 2 4 】

本実施例の証明データ検証装置 1 0 の動作を図 9 に示し、証明データ生成装置 1 1 の動作を図 1 9 に示す。これらの動作については詳述する前に、本実施例の認証の詳細について説明する。

【 0 1 2 5 】

本発明における実施例 2 では、アクセス資格認証の特徴情報 X は、法数 p (p は十分大きな素数) のもとでの E l G a m a l 暗号の秘密鍵であり、Y が対応する公開鍵である。即ち、式 2 - 1 を満たす。

【 0 1 2 6 】

【 数 1 4 】

$$(2 - 1) \quad Y = a^X \pmod{p}$$

ここで、a は位数 p の有限体の乗法群の生成元、即ち、式 2 - 2 及び 2 - 3 を満たす。

【 0 1 2 7 】

【 数 1 5 】

$$(2 - 2) \quad a \neq 0$$

$$(2 - 3) \quad \min \{ X > 0 \mid a^X = 1 \pmod{p} \} = p - 1$$

次に、ユーザを識別するために、ユーザ毎に異なる数であるユーザ固有情報 e を定める。アクセスチケット t は次の式 2 - 4 に基づいて生成される。

【 0 1 2 8 】

【 数 1 6 】

$$(2 - 4) \quad t = X - F(e, p)$$

関数 F は、実施例 1 と同様である。

【 0 1 2 9 】

つぎに本実施例の動作について詳述する。

【 0 1 3 0 】

1 . ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 1 0 が起動される。

【 0 1 3 1 】

証明データ検証装置 1 0 の実現方法として、ユーザの P C やワークステーション上で動作するアプリケーションプログラム、ユーザの P C やワークステーションとネットワークを介して接続されたサーバ上のサーバプログラム、あるいは、I C カード・リーダー・ライターのような専用の装置のいずれも可能であることは、第一の実施例の場合と変わらない。これは、以降の実施例においても同様である。

【 0 1 3 2 】

2 . 証明データ検証装置 1 0 は、認証用データ u ' と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置 1 1 中の受信データ記憶部 1 2 1 に書き込む。認証用素データ記憶部 1 0 8 には、認証用素データとして u が記憶され、認証用データ記憶部 1 0 9 には認証用データ C および u ' が記憶されている。

【 0 1 3 3 】

u は、上記 a を法 p のもとで適当な乱数 z を指数としてべき乗した数であり、即ち、式 2 - 5 を満たす。

【 0 1 3 4 】

10

20

30

40

50

【数 17】

$$(2-5) \quad u = a^z \pmod{p}$$

ここで、検証用データを適当なデータKとする時、Cは、アクセスチケット公開鍵Yを、法pのもとで、上記乱数zを指数としてべき乗した数と、検証用データKとの積であり、式2-6を満たす。

【0135】

【数 18】

$$(2-6) \quad C = Y^z K \pmod{p}$$

証明データ検証装置10は、乱数生成部102によって、乱数rをアクセスチケット公開鍵記憶部101に保持されている法数pより1引いた値(p-1)と互いに素になるように生成し、乱数記憶部103に記録する。 10

【0136】

次いで、乱数効果付与部107は、認証用素データ記憶部108に記憶されているデータuを取得して、式2-7により認証用データu'を計算する。

【0137】

【数 19】

$$(2-7) \quad u' = u^r \pmod{p}$$

【0138】

3. 証明データ生成装置11中の指数生成部123は、ユーザ固有情報記憶部122に記憶されているユーザの固有情報eと、受信データ記憶部121に記憶されている法数pを取得し、式2-8の計算を実行する。 20

【0139】

【数 20】

$$(2-8) \quad F(e, p)$$

【0140】

4. 証明データ生成装置11中の証明データ生成部124は、指数生成部123で生成されたデータを用いて、式2-9の計算を実行しRを得る。

【0141】

【数 21】

$$(2-9) \quad R = u'^{F(e, p)} \pmod{p} \quad 30$$

【0142】

5. 証明データ生成装置124は、Rを証明データ検証装置10の受信データ記憶部110に返送する。

【0143】

6. 証明データ検証装置10中の検証用演算部104は、アクセスチケット公開鍵記憶部101から法数p、認証用データ記憶部109から認証用素データu'、および、アクセスチケット記憶部111からアクセスチケットtを取得して、式2-10の計算を行う。

【0144】

【数 22】

$$(2-10) \quad S = u'^t \pmod{p} \quad 40$$

【0145】

7. 更に、証明データ検証装置10中の検証用演算部104は、受信データ記憶部110に記憶された証明データRを取得し、式2-11の計算を行い、R'を得る。

【0146】

【数 23】

$$(2-11) \quad R' = S R \pmod{p}$$

【0147】

8. 証明データ検証装置10中の乱数効果除去部105は、乱数記憶部103から先に生成した乱数rを取り出し、まず式2-12の計算を行う。

【0148】

【数 2 4】

$$(2-12) \quad v = R \cdot A \pmod{p}$$

ただし $A = (r^{-1} \pmod{(p-1)})$

次いで、計算の結果得られた v と、認証用データ記憶部 109 に記憶されている C を用いて、式 2-13 の計算を行う。

【0149】

【数 2 5】

$$(2-13) \quad K' = C \cdot v^{-1} \pmod{p}$$

【0150】

9. 証明データ検証装置 10 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。 10

【0151】

[実施例 3]

つぎに本発明の実施例 3 について説明する。本実施例は実施例 2 を変形したものである。本実施例では、E1Gamma1 公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケット t 、及び認証用素データ u 、認証用データ C の生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例 2 と同様である。

【0152】

本実施例の全体の構成を図 1 に示し、証明データ検証装置 10 の構成を図 4 に示し、証明データ生成装置 11 の構成を図 6 に示す。また、本実施例の検証装置の動作を図 10 に、証明データ生成装置の動作を図 19 に示す。 20

【0153】

以下、本実施例の動作について説明する。

【0154】

1. ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 10 が起動される。

【0155】

2. 証明データ検証装置 10 は、認証用データ u' と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置 11 中の受信データ記憶部 121 に書き込む。認証用素データ記憶部 108 には、認証用素データとして u が記憶され、認証用データ記憶部 109 には認証用データ C が記憶されている。 30

【0156】

証明データ検証装置 10 は、乱数生成部 102 によって、乱数 r を生成し、乱数記憶部 103 に記録する。

【0157】

次いで、乱数効果付与部 107 は、認証用素データ記憶部 108 に記憶されているデータ u を取得して、式 3-1 により認証用データ u' を計算する。

【0158】

【数 2 6】

$$(3-1) \quad u' = u \cdot a^r \pmod{p}$$

40

【0159】

3. 証明データ生成装置 11 中の指数生成部 123 は、ユーザ固有情報記憶部 122 に記憶されているユーザの固有情報 e と、受信データ記憶部 121 に記憶されている法数 p を取得し、式 3-2 の計算を実行する。

【0160】

【数 2 7】

$$(3-2) \quad F(e, p)$$

【0161】

4. 証明データ生成装置 11 中の証明データ生成部 124 は、指数生成部 123 で生成されたデータを用いて、式 3-3 の計算を実行し R を得る。 50

【 0 1 6 2 】

【 数 2 8 】

$$(3-3) \quad R = u' \cdot F(e, p) \pmod{p}$$

【 0 1 6 3 】

5. 証明データ生成装置 11 は、R を証明データ検証装置 1 の受信データ記憶部 110 に返送する。

【 0 1 6 4 】

6. 証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 から法数 p、認証用素データ記憶部 109 から認証用データ u'、および、アクセスチケット記憶部 111 からアクセスチケット t を取得して、式 3-4 の計算を行う。 10

【 0 1 6 5 】

【 数 2 9 】

$$(3-4) \quad S = u' \cdot t \pmod{p}$$

【 0 1 6 6 】

7. 更に、証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、受信データ記憶部 110 に記憶された証明データ R を取得し、式 3-5 の計算を行い、R' を得る。

【 0 1 6 7 】

【 数 3 0 】

$$(3-5) \quad R' = S R \pmod{p}$$

【 0 1 6 8 】

8. 証明データ検証装置 10 中の乱数効果除去部 105 は、乱数記憶部 103 から先に生成した乱数 r を取り出し、まず式 3-6 の計算を行う。 20

【 0 1 6 9 】

【 数 3 1 】

$$(3-6) \quad v = Y^{-r} \cdot R' \pmod{p}$$

次いで、計算の結果得られた v と、認証用データ記憶部 109 に記憶されている C を用いて、式 3-7 の計算を行う。

【 0 1 7 0 】

【 数 3 2 】

$$(3-7) \quad K' = C \cdot v^{-1} \pmod{p}$$

【 0 1 7 1 】

9. 証明データ検証装置 10 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【 0 1 7 2 】

[実施例 4]

つぎに本発明の実施例 4 について説明する。本実施例も実施例 2 の変更例である。本実施例では、ElGamal 公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケット t、及び認証用素データ u、認証用データ C の生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例 2 と同様である。 40

【 0 1 7 3 】

本実施例の全体の構成を図 1 に示す、証明データ検証装置 10 の構成を図 4 に示し、証明データ生成装置 11 の構成を図 6 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 10 の動作を図 11 に示し、証明データ生成装置 11 の動作を図 20 に示す。

【 0 1 7 4 】

以下、本実施例の動作について説明する。

【 0 1 7 5 】

1. ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 10 が起動される。

【 0 1 7 6 】

2. 証明データ検証装置 10 は、認証用データ u'、C' と、アクセスチケット公開鍵記 50

憶部 101 に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置 11 中の受信データ記憶部 121 に書き込む。認証用素データ記憶部 108 には、認証用素データとして u および C が記憶されている。

【0177】

証明データ検証装置 10 は、乱数生成部 102 によって、乱数 r をアクセスチケット公開鍵記憶部 101 に保持されている法数 p より 1 引いた値 ($p - 1$) と互いに素になるように生成し、乱数記憶部 103 に記録する。

【0178】

次いで、乱数効果付与部 107 は、認証用素データ記憶部 108 に記憶されているデータ u を取得して、式 4 - 1 の計算により認証用データ u' を計算する。

10

【0179】

【数 33】

$$(4-1) \quad u' = u^r \pmod{p}$$

さらに乱数効果付与部 107 は、認証用素データ記憶部 108 に記憶されているデータ C を取得して、式 4 - 2 の計算を行う。

【0180】

【数 34】

$$(4-2) \quad C' = C^r \pmod{p}$$

【0181】

3 . 証明データ生成装置 11 中の指数生成部 123 は、ユーザ固有情報記憶部 122 に記憶されているユーザの固有情報 e と、受信データ記憶部 121 に記憶されている法数 p を取得し、式 4 - 3 の計算を実行する。

20

【0182】

【数 35】

$$(4-3) \quad F(e, p)$$

【0183】

4 . 証明データ生成装置 11 中の証明データ生成部 124 は、指数生成部 123 で生成されたデータを用いて、式 4 - 4 の計算を実行し R を得る。

【0184】

【数 36】

$$(4-4) \quad R = C' u' \cdot F(e, p) \pmod{p}$$

30

【0185】

5 . 証明データ生成装置 11 は、 R を証明データ検証装置 10 の受信データ記憶部 110 に返送する。

【0186】

6 . 証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 から法数 p 、認証用データ記憶部 109 から認証用データ u' 、および、アクセスチケット記憶部 111 からアクセスチケット t を取得して、式 4 - 5 の計算を行う。

【0187】

【数 37】

$$(4-5) \quad S = u'^t \pmod{p}$$

40

【0188】

7 . 更に、証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、受信データ記憶部 110 に記憶された証明データ R を取得し、式 4 - 6 の計算を行い、 R' を得る。

【0189】

【数 38】

$$(4-6) \quad R' = S^{-1} R \pmod{p}$$

【0190】

8 . 証明データ検証装置 10 中の乱数効果除去部 105 は、乱数記憶部 103 から先に生成した乱数 r を取り出し、式 4 - 7 の計算を行う。

50

【0191】

【数39】

$$(4-7) \quad K' = R' \cdot A \pmod{p}$$

ただし $A = (r^{-1} \pmod{(p-1)})$

【0192】

9. 証明データ検証装置10において用いられるアクセスチケットtとユーザの固有情報eの組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られたK'と検証用データKが一致し、正しく検証が行われる。

【0193】

[実施例5]

つぎに本発明の実施例5について説明する。本実施例も実施例2の変更例である。本実施例では、ElGamal公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケットt、及び認証用素データu、認証用データCの生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例2と同様である。

【0194】

本実施例の全体の構成を図1に示す。また、証明データ検証装置10の構成を図4に示し、証明データ生成装置11の構成を図6に示す。また、本実施例の証明データ検証装置10の動作を図12に示し、証明データ生成装置11の動作を図21に示す。

【0195】

以下、本実施例の動作について説明する。

【0196】

1. ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置10が起動される。

【0197】

2. 証明データ検証装置10は、認証用データu', Cと、アクセスチケット公開鍵記憶部101に記憶されている法数pとを、証明データ生成装置11中の受信データ記憶部121に書き込む。認証用素データ記憶部108には、認証用素データとしてuが記憶され、認証用データ記憶部109には認証用データCおよびu'が記憶されている。

【0198】

証明データ検証装置10は、乱数生成部102によって、乱数rを生成し、乱数記憶部103に記録する。

【0199】

次いで、乱数効果付与部107は、認証用素データ記憶部108に記憶されているデータuを取得して、式5-1により認証用データu'を計算する。

【0200】

【数40】

$$(5-1) \quad u' = u \cdot a^r \pmod{p}$$

【0201】

3. 証明データ生成装置11中の指数生成部123は、ユーザ固有情報記憶部122に記憶されているユーザの固有情報eと、受信データ記憶部121に記憶されている法数pを取得し、式5-2の計算を実行する。

【0202】

【数41】

$$(5-2) \quad F(e, p)$$

【0203】

4. 証明データ生成装置11中の証明データ生成部124は、指数生成部123で生成されたデータを用いて、式5-3の計算を実行しRを得る。

【0204】

【数42】

$$(5-3) \quad R = C \cdot u' \cdot F(e, p) \pmod{p}$$

【0205】

10

20

30

40

50

5. 証明データ生成装置 11 は、R を証明データ検証装置 10 の受信データ記憶部 110 に返送する。

【0206】

6. 証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 から法数 p、認証用データ記憶部 109 から認証用データ u'、および、アクセスチケット記憶部 111 からアクセスチケット t を取得して、式 5-4 の計算を行う。

【0207】

【数 43】

$$(5-4) \quad S = u'^t \pmod p$$

【0208】

10

7. 更に、証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、受信データ記憶部 110 に記憶された証明データ R を取得し、式 5-5 の計算を行い、R' を得る。

【0209】

【数 44】

$$(5-5) \quad R' = S^{-1} R \pmod p$$

【0210】

8. 証明データ検証装置 10 中の乱数効果除去部 105 は、乱数記憶部 103 から先に生成した乱数 r を取り出し、式 5-6 の計算を行う。

【0211】

【数 45】

20

$$(5-6) \quad K' = Y^r \cdot R' \pmod p$$

【0212】

9. 証明データ検証装置 10 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【0213】

[実施例 6]

つぎに本発明の実施例 6 について説明する。本実施例においては、認証に RSA 暗号を用い、また、アクセスチケットを証明データ生成時に用い、ユーザ固有情報を証明データ検証時に用いている。

30

【0214】

本発明における実施例 6 では、アクセス資格認証の特徴情報 D と、D に対応する公開情報 E および n、関数 F、ユーザの固有情報 e は、実施例 1 と同様に与えられる。実施例 1 と同様に、D をアクセスチケット秘密鍵、E をアクセスチケット公開鍵と呼ぶ。

【0215】

本実施例の全体の構成を図 2 に示す。また、証明データ検証装置 10 の構成を図 5 に示し、証明データ生成装置 11 の構成を図 7 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 10 の動作を図 13 に示し、証明データ生成装置 11 の動作を図 22 に示す。

【0216】

図 5 において、証明データ検証装置 10 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 101、乱数生成部 102、乱数記憶部 103、検証用演算部 104、乱数効果除去部 105、実行手段 106、乱数効果付与部 107、認証用素データ記憶部 108、認証用データ記憶部 109、受信データ記憶部 110、ユーザ固有情報記憶部 112 および指数生成部 113 を含んで構成されている。

40

【0217】

図 7 において、証明データ生成装置 11 は、受信データ記憶部 121、ユーザ固有情報記憶部 122、証明データ生成部 124 およびアクセスチケット記憶部 125 を含んで構成されている。

【0218】

なお、アクセスチケット t は、アクセスチケット秘密鍵 D、ユーザの固有情報 e、法数 n

50

を用い、以下の式 6 - 1 に基づいて生成される。

【 0 2 1 9 】

【 数 4 6 】

$$(6-1) \quad t = D - F(e, n)$$

つぎに本実施例の動作について説明する。

【 0 2 2 0 】

1. ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 1 0 が起動される。

【 0 2 2 1 】

2. 証明データ検証装置 1 0 は、認証用データ C と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 に記憶されている法数 n とを、証明データ生成装置 1 1 中の受信データ記憶部 1 2 1 に書き込む。認証用素データ記憶部 1 0 8 には、認証用素データとして C ' が記憶されている。ここで、検証用データを適当なデータ K とする時、認証用素データ C ' は、データ K に対して式 6 - 2 を満たす。

【 0 2 2 2 】

【 数 4 7 】

$$(6-2) \quad C' = K^E \pmod n$$

証明データ検証装置 1 0 の乱数生成部 1 0 2 は乱数 r を生成し乱数記憶部 1 0 3 に保持する。認証用データ C は、乱数記憶部 1 0 3 の乱数 r と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 から取得した E、n と、認証用素データ記憶部 1 0 8 から取得した C ' とを用い、乱数効果付与部 1 0 7 で式 6 - 3 の計算を行うことで生成される。生成された認証用データ C は、証明データ生成装置 1 1 中の受信データ記憶部 1 2 1 に書き込まれるとともに、証明データ検証装置 1 1 の認証用データ記憶部 1 0 9 にも記憶される。

【 0 2 2 3 】

【 数 4 8 】

$$(6-3) \quad C = r^E C' \pmod n$$

【 0 2 2 4 】

3. 証明データ生成装置 1 1 中の証明データ生成部 1 2 4 は、アクセスチケット記憶部 1 2 5 に記憶されているアクセスチケット t を取得し、受信データ記憶部 1 2 1 に書き込まれた法数 n のもとで式の計算を実行し R を得る。

【 0 2 2 5 】

【 数 4 9 】

$$(6-4) \quad R = C^t \pmod n$$

【 0 2 2 6 】

4. 証明データ生成装置 1 1 は R を証明データ検証装置 1 0 の受信データ記憶部 1 1 0 に返送する。

【 0 2 2 7 】

5. 証明データ検証装置 1 0 中の指数生成部 1 1 3 は、ユーザ固有情報記憶部 1 1 2 に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 に記憶されている法数 n とを取得し、式 6 - 5 の計算を実行する。

【 0 2 2 8 】

【 数 5 0 】

$$(6-5) \quad F(e, n)$$

【 0 2 2 9 】

6. 証明データ検証装置 1 0 中の検証用演算部 1 0 4 は、指数生成部 1 1 3 で生成されたデータを用いて、式 6 - 6 の計算を行い、S を得る。

【 0 2 3 0 】

【 数 5 1 】

$$(6-6) \quad S = R C^{F(e, n)} \pmod n$$

【 0 2 3 1 】

7. 証明データ検証装置 1 0 中の乱数効果除去部 1 0 5 は、乱数記憶部 1 0 3 から先に生

成した乱数 r を取り出し、式 6 - 7 の計算を行う。

【 0 2 3 2 】

【 数 5 2 】

(6 - 7) $K' = r^{-1} S \text{ mod } n$

【 0 2 3 3 】

8 . 証明データ生成装置 1 1 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【 0 2 3 4 】

[実施例 7]

つぎに本発明の実施例 7 について説明する。本実施例においては、認証に E l G a m a l 暗号を用いている。また実施例 6 と同様に証明データ生成時にアクセスチケットを用い、証明データ検証時にユーザ固有情報を用いている。

【 0 2 3 5 】

本実施例では、E l G a m a l 公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケット t 、及び認証用素データ u 、認証用データ C の生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例 2 と同様である。

【 0 2 3 6 】

本実施例の全体の構成を図 2 に示す。また、証明データ検証装置 1 0 の構成を図 5 に示し、証明データ生成装置 1 1 の構成を図 7 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 1 0 の動作を図 1 4 に示し、証明データ生成装置 1 1 の動作を図 2 3 に示す。

【 0 2 3 7 】

以下、本実施例の動作について説明する。

【 0 2 3 8 】

1 . ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 1 0 が起動される。

【 0 2 3 9 】

2 . 証明データ検証装置 1 0 は、認証用データ u' と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置 1 1 中の受信データ記憶部 1 2 1 に書き込む。認証用素データ記憶部 1 0 8 には、認証用素データとして u が記憶され、認証用データ記憶部 1 0 9 には認証用データ C が記憶されている。

【 0 2 4 0 】

証明データ検証装置 1 0 は、乱数生成部 1 0 2 によって、乱数 r を生成し、乱数記憶部 1 0 3 に記録する。

【 0 2 4 1 】

次いで、乱数効果付与部 1 0 7 は、認証用素データ記憶部 1 0 7 に記憶されているデータ u を取得して、式 7 - 1 により認証用データ u' を計算する。

【 0 2 4 2 】

【 数 5 3 】

(7 - 1) $u' = u^r \text{ mod } p$

【 0 2 4 3 】

3 . 証明データ生成装置 1 1 中の証明データ生成部 1 2 4 は、アクセスチケット記憶部 1 2 5 に記憶されているアクセスチケット t を取得し、受信データ記憶部 1 2 1 に書き込まれた法数 p のもとで式 7 - 2 の計算を実行し R を得る。

【 0 2 4 4 】

【 数 5 4 】

(7 - 2) $R = u'^t \text{ mod } p$

【 0 2 4 5 】

4 . 証明データ生成装置 1 1 は、 R を証明データ検証装置 1 0 の受信データ記憶部 1 1 0 に返送する。

【 0 2 4 6 】

10

20

30

40

50

5. 証明データ検証装置 10 中の指数生成部 113 は、ユーザ固有情報記憶部 112 に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 p を取得し、式 7-3 の計算を実行する。

【0247】

【数55】

$$(7-3) \quad F(e, p)$$

【0248】

6. 証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 から法数 p 、認証用素データ記憶部 108 から認証用素データ u を取得して、式 7-4 の計算を行う。

10

【0249】

【数56】

$$(7-4) \quad S = u^{F(e, p)} \bmod p$$

【0250】

7. 更に、証明データ検証装置 10 中の検証用演算部 104 は、受信データ記憶部 110 に記憶された証明データ R を取得し、式 7-5 の計算を行い、 R' を得る。

【0251】

【数57】

$$(7-5) \quad R' = S R \bmod p$$

【0252】

20

8. 証明データ検証装置 10 中の乱数効果除去部 105 は、乱数記憶部 103 から先に生成した乱数 r を取り出し、まず式 7-6 の計算を行う。

【0253】

【数58】

$$(7-6) \quad v = R'^A \bmod p$$

ただし $A = (r^{-1} \bmod (p-1))$

次いで、計算の結果得られた v と、認証用データ記憶部に記憶されている C を用いて、式 7-7 の計算を行う。

【0254】

【数59】

$$(7-7) \quad K' = C \cdot v^{-1} \bmod p$$

【0255】

30

9. 証明データ検証装置 10 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【0256】

[実施例 8]

つぎに本発明の実施例 8 について説明する。本実施例は実施例 7 の変更例である。

【0257】

実施例では、ElGamal 公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケット t 、及び認証用素データ u 、証明用データ C の生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例 2 と同様である。

40

【0258】

本実施例の全体の構成を図 2 に示す。証明データ検証装置 10 の構成を図 5 に示し、証明データ生成装置 11 の構成を図 7 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 10 の動作を図 15 に示し、証明データ生成装置 11 の動作を図 23 に示す。

【0259】

以下、本実施例の動作について説明する。

【0260】

1. ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 10 が起動される。

50

【0261】

2. 証明データ検証装置10は、認証用データ u' と、アクセスチケット公開鍵記憶部101に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置11中の受信データ記憶部121に書き込む。認証用素データ記憶部108には、認証用素データとして u が記憶され、認証用データ記憶部109には認証用データ C が記憶されている。

【0262】

証明データ検証装置10は、乱数生成部102によって、乱数 r を生成し、乱数記憶部103に記録する。

【0263】

次いで、乱数効果付与部107は、認証用素データ記憶部108に記憶されているデータ u を取得して、式8-1により認証用データ u' を計算する。 10

【0264】

【数60】

$$(8-1) \quad u' = u \cdot a^r \pmod{p}$$

【0265】

3. 証明データ生成装置11中の証明データ生成部124は、アクセスチケット記憶部25に記憶されているアクセスチケット t を取得し、受信データ記憶部121に書き込まれた法数 p のもとで式8-2の計算を実行し R を得る。

【0266】

【数61】

$$(8-2) \quad R = u'^t \pmod{p}$$

20

【0267】

4. 証明データ生成装置11は、 R を証明データ検証装置10の受信データ記憶部110に返送する。

【0268】

5. 証明データ検証装置10中の指数生成部113は、ユーザ固有情報記憶部112に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部101に記憶されている法数 p を取得し、式8-3の計算を実行する。

【0269】

【数62】

$$(8-3) \quad F(e, p)$$

30

【0270】

6. 証明データ検証装置10中の検証用演算部104は、アクセスチケット公開鍵記憶部101から法数 p 、認証用データ記憶部109から認証用データ u' を取得して、式8-4の計算を行う。

【0271】

【数63】

$$(8-4) \quad S = u'^{F(e, p)} \pmod{p}$$

【0272】

7. 更に、証明データ検証装置10中の検証用演算部104は、受信データ記憶部110に記憶された証明データ R を取得し、式8-5の計算を行い、 R' を得る。 40

【0273】

【数64】

$$(8-5) \quad R' = SR \pmod{p}$$

【0274】

8. 証明データ検証装置10中の乱数効果除去部105は、乱数記憶部103から先に生成した乱数 r を取り出し、まず式8-6の計算を行う。

【0275】

【数65】

$$(8-6) \quad v = Y^{-r} \cdot R' \pmod{p}$$

50

次いで、計算の結果得られた v と、認証用データ記憶部 109 に記憶されている C を用いて、式 8 - 7 の計算を行う。

【0276】

【数66】

$$(8-7) \quad K' = C \cdot v^{-1} \pmod{p}$$

【0277】

9. 証明データ検証装置 10 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【0278】

[実施例9]

つぎに本発明の実施例 9 について説明する。本実施例も実施例 7 の変更例である。本実施例でも、E1Gamal 公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケット t 、及び認証用素データ u 、認証用データ C の生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例 2 と同様である。

【0279】

本実施例の全体の構成を図 2 に示す。また証明データ検証装置 10 の構成を図 5 に示し、証明データ生成装置 11 の構成を図 7 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 10 の動作を図 16 に示し、証明データ生成装置 11 の動作を図 24 に示す。

【0280】

以下、本実施例の動作について説明する。

【0281】

1. ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 10 が起動される。

【0282】

2. 証明データ検証装置 10 は、認証用データ u' 、 C' と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置 11 中の受信データ記憶部 121 に書き込む。認証用素データ記憶部 108 には、認証用素データとして u および C が記憶されている。

【0283】

証明データ検証装置 10 は、乱数生成部 102 によって、乱数 r をアクセスチケット公開鍵記憶部 101 に保持されている法数 p より 1 引いた値 ($p - 1$) と互いに素になるように生成し、乱数記憶部 103 に記録する。

【0284】

次いで、乱数効果付与部 107 は、認証用素データ記憶部 108 に記憶されているデータ u を取得して、式 9 - 1 の計算により認証用データ u' を計算する。

【0285】

【数67】

$$(9-1) \quad u' = u^r \pmod{p}$$

さらに乱数効果付与部 107 は、認証用素データ記憶部 108 に記憶されているデータ C を取得して、式 9 - 2 の計算を行う。

【0286】

【数68】

$$(9-2) \quad C' = C^r \pmod{p}$$

【0287】

3. 証明データ生成装置 11 中の証明データ生成部 124 は、アクセスチケット記憶部 125 に記憶されているアクセスチケット t を取得し、受信データ記憶部 121 に書き込まれた法数 p のもとで式 9 - 3 の計算を実行し R を得る。

【0288】

【数69】

$$(9-3) \quad R = C' \cdot u'^{-t} \pmod{p}$$

10

20

30

40

50

【 0 2 8 9 】

4 . 証明データ生成装置 1 1 は、 R を証明データ検証装置 1 0 の受信データ記憶部 1 1 0 に返送する。

【 0 2 9 0 】

5 . 証明データ検証装置 1 0 中の指数生成部 1 1 3 は、ユーザ固有情報記憶部 1 1 2 に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 に記憶されている法数 p を取得し、式 9 - 4 の計算を実行する。

【 0 2 9 1 】

【数 7 0】

$$(9 - 4) \quad F(e, p)$$

10

【 0 2 9 2 】

6 . 証明データ検証装置 1 0 中の検証用演算部 1 0 4 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 から法数 p、認証用データ記憶部 1 0 9 から認証用データ u ' を取得して、式 9 - 5 の計算を行う。

【 0 2 9 3 】

【数 7 1】

$$(9 - 5) \quad S = u', F(e, p) \text{ mod } p$$

【 0 2 9 4 】

7 . 更に、証明データ検証装置 1 0 中の検証用演算部 1 0 4 は、受信データ記憶部 1 1 0 に記憶された証明データ R を取得し、式 9 - 6 の計算を行い、 R ' を得る。

20

【 0 2 9 5 】

【数 7 2】

$$(9 - 6) \quad R' = S^{-1} R \text{ mod } p$$

【 0 2 9 6 】

8 . 証明データ検証装置 1 0 中の乱数効果除去部 1 0 5 は、乱数記憶部 1 0 3 から先に生成した乱数 r を取り出し、式 9 - 7 の計算を行う。

【 0 2 9 7 】

【数 7 3】

$$(9 - 7) \quad K' = R', A \text{ mod } p$$

$$\text{ただし } A = (r^{-1} \text{ mod } (p - 1))$$

30

【 0 2 9 8 】

9 . 証明データ検証装置 1 0 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K ' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【 0 2 9 9 】

[実施例 1 0]

つぎに本発明の実施例 1 0 について説明する。本実施例も実施例 7 の変更例である。本実施例でも、E1Gama1 公開鍵暗号の構成方法、アクセスチケット t、及び認証用素データ u、認証用データ C の生成方法とそれぞれの満たすべき性質は、実施例 2 と同様である。

40

【 0 3 0 0 】

本実施例の全体の構成を図 2 に示す。また証明データ検証装置 1 0 の構成を図 5 に示し、証明データ生成装置 1 1 の構成を図 7 に示す。また、本実施例の証明データ検証装置 1 0 の動作を図 1 7 に示し、証明データ生成装置 1 1 の動作を図 2 5 に示す。

【 0 3 0 1 】

以下、本実施例の動作について説明する。

【 0 3 0 2 】

1 . ユーザがアクセスすることによって、証明データ検証装置 1 0 が起動される。

【 0 3 0 3 】

2 . 証明データ検証装置 1 0 は、認証用データ u '、C と、アクセスチケット公開鍵記憶

50

部 1 0 1 に記憶されている法数 p とを、証明データ生成装置 1 1 中の受信データ記憶部 1 2 1 に書き込む。認証用素データ記憶部 1 0 8 には、認証用素データとして u が記憶され、認証用データ記憶部 1 0 9 には認証用データ C が記憶されている。

【 0 3 0 4 】

証明データ検証装置 1 0 は、乱数生成部 1 0 2 によって、乱数 r を生成し、乱数記憶部 1 0 3 に記録する。

【 0 3 0 5 】

次いで、乱数効果付与部 1 0 7 は、認証用素データ記憶部 1 0 8 に記憶されているデータ u を取得して、式 1 0 - 1 により認証用データ u' を計算する。

【 0 3 0 6 】

【数 7 4】

$$(10-1) \quad u' = u \cdot a^r \pmod{p}$$

【 0 3 0 7 】

3 . 証明データ生成装置 1 1 中の証明データ生成部 1 2 4 は、アクセスチケット記憶部 1 2 5 に記憶されているアクセスチケット t を取得し、受信データ記憶部 1 2 1 に書き込まれた法数 p のもとで式 1 0 - 2 の計算を実行し R を得る。

【 0 3 0 8 】

【数 7 5】

$$(10-2) \quad R = C \cdot u'^t \pmod{p}$$

【 0 3 0 9 】

4 . 証明データ生成装置 1 1 は、 R を証明データ検証装置 1 0 の受信データ記憶部 1 1 0 に返送する。

【 0 3 1 0 】

5 . 証明データ検証装置 1 0 中の指数生成部 1 1 3 は、ユーザ固有情報記憶部 1 1 2 に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 に記憶されている法数 p を取得し、式 1 0 - 3 の計算を実行する。

【 0 3 1 1 】

【数 7 6】

$$(10-3) \quad F(e, p)$$

【 0 3 1 2 】

6 . 証明データ検証装置 1 0 中の検証用演算部 1 0 4 は、アクセスチケット公開鍵記憶部 1 0 1 から法数 p 、認証用データ記憶部 1 0 9 から認証用データ u' を取得して、式 1 0 - 4 の計算を行う。

【 0 3 1 3 】

【数 7 7】

$$(10-4) \quad R = u'^{F(e, p)} \pmod{p}$$

【 0 3 1 4 】

7 . 更に、証明データ検証装置 1 0 中の検証用演算部 1 0 4 は、受信データ記憶部 1 1 0 に記憶された証明データ R を取得し、式 1 0 - 5 の計算を行い、 R' を得る。

【 0 3 1 5 】

【数 7 8】

$$(10-5) \quad R' = S^{-1} R \pmod{p}$$

【 0 3 1 6 】

8 . 証明データ検証装置 1 0 中の乱数効果除去部 1 0 5 は、乱数記憶部 1 0 3 から先に生成した乱数 r を取り出し、式 1 0 - 6 の計算を行う。

【 0 3 1 7 】

【数 7 9】

$$(10-6) \quad K' = Y^r \cdot R' \pmod{p}$$

【 0 3 1 8 】

9 . 証明データ検証装置 1 0 において用いられるアクセスチケット t とユーザの固有情報

10

20

30

40

50

eの組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られたK'と検証用データKが一致し、正しく検証が行われる。

【0319】

[実施例11]

つぎに本発明の実施例11について説明する。本実施例においては、証明データを生成せずに、アクセスチケットを利用してユーザを認証するものである。

【0320】

本実施例の構成を図3に示す。また、本実施例の検証装置の構成例を図26に示し、その動作を図27に示す。

【0321】

図26において、検証装置10は、アクセスチケット公開暗号鍵記憶部101、検証演算部104、実行部106、認証用データ記憶部109および指数演算部113を含んで構成されている。この検証装置10にはアクセスチケット記憶部111およびユーザ固有情報記憶部112からアクセスチケットおよびユーザ固有情報がそれぞれ入力される。

【0322】

以下、本実施例を詳細に説明する。

【0323】

本発明における実施例11では、アクセス資格認証の特徴情報Dと、Dに対応する公開情報Eおよびn、ユーザの固有情報eは、実施例1と同様に与えられる。実施例1と同様に、Dをアクセスチケット秘密鍵、Eをアクセスチケット公開鍵と呼ぶ。

【0324】

アクセスチケットtは、アクセス資格認証の特徴情報Dおよびユーザの固有情報eとを組み合わせ生成される。アクセスチケットの生成は、他の実施例と同様に、関数F、法数nを用い、式11-1に基づいて行われる。

【0325】

【数80】

$$(11-1) \quad t = D - F(e, n)$$

また、式11-2のように生成してもよい。

【0326】

【数81】

$$(11-2) \quad t = \text{Encrypt}(D, e)$$

ここで、 $\text{Encrypt}(x, y)$ は、xをyで暗号化することを意味する。この場合、ユーザの固有情報eは、慣用暗号の秘密鍵であり、アクセスチケットtは、アクセス資格認証の特徴情報Dをユーザの固有情報eで暗号化したものになる。また、eを公開鍵暗号の秘密鍵とし、公開鍵をdとして、式11-3のように、xをdで暗号化してもよい。

【0327】

【数82】

$$(11-3) \quad t = \text{Encrypt}(D, d)$$

つぎに本実施例の動作について詳述する。

【0328】

1. ユーザがアクセスすることによって、検証装置10が起動される。

【0329】

2. 検証装置10の認証用データ記憶部109には、認証用データとしてCが記憶されている。ここで、検証用データを適当なデータKとする時、認証用データCは、データKに対して式11-4を満たす。

【0330】

【数83】

$$(11-4) \quad C = K^E \pmod n$$

【0331】

3. アクセスチケットが式11-1に基づいて計算されている場合、検証装置10の指数

10

20

30

40

50

生成部 113 は、ユーザ固有情報記憶部 112 に記憶されているユーザの固有情報 e と、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 n とを取得し、式 11-5 の計算を実行する。

【0332】

【数84】

$$(11-5) \quad F(e, n)$$

【0333】

4. 検証装置 10 の検証用演算部 104 は、指数生成部 113 で生成されたデータを用いて、式 11-6 の計算を行い、 S を得る。

【0334】

【数85】

$$(11-6) \quad S = C^{F(e, n)} \pmod n$$

【0335】

5. 更に、検証装置 10 の検証用演算部 104 は、アクセスチケット記憶部 111 に記憶されているアクセスチケット t を取得し、アクセスチケット公開鍵記憶部 101 に記憶されている法数 n のもとで式 11-7 の計算を実行し K' を得る。

【0336】

【数86】

$$(11-7) \quad K' = S C^t \pmod n$$

【0337】

6. 検証装置 10 に与えられるアクセスチケット t とユーザの固有情報 e の組み合わせが正しい場合に限り、計算の結果得られた K' と検証用データ K が一致し、正しく検証が行われる。

【0338】

また、アクセスチケットが式 11-2 または式 11-3 に基づいている場合は、上記 3、4、5 のステップを実行せず、つぎの 3'、4' のステップを実行する。

【0339】

3'. 検証装置 10 の検証用演算部 104 は、式 11-8 を実行する。ここで、 $Decrypt(x, y)$ は、 x を鍵 y で復号することを意味する。

【0340】

【数87】

$$(11-8) \quad Decrypt(t, e)$$

【0341】

4'. 更に、検証装置 10 の検証用演算部 104 は、式 11-9 の計算を行い、 K' を得る。

【0342】

【数88】

$$(11-9) \quad K' = C^{Decrypt(t, e)} \pmod n$$

【0343】

【0344】

【発明の効果】

以上の説明から明らかなように、本発明によれば、証明用補助情報（アクセスチケット）を導入することにより、アクセス資格認証の特徴情報とユーザ固有情報とを独立させることができ、したがってプロテクト側もユーザ側も、1つの固有情報を準備しておくだけで済む。アクセスチケットは、特定のユーザの固有情報とアクセス資格認証の特徴情報とに基づいて計算されるデータであり、また、ユーザ固有情報を知らずに、アクセスチケットからアクセス資格認証の特徴情報を計算することは困難である。そして、ユーザ固有情報とアクセスチケットとの正しい組み合わせ、すなわち、ユーザ固有情報と該ユーザ固有情報に基づいて計算されたアクセスチケットの組み合わせが入力された場合に限り、正しい証明用データが計算される。したがってユーザはあらかじめ固有情報を保持し、プログ

10

20

30

40

50

ラム作成者等のプロテクト者はユーザが所持する固有情報とは独立にアクセス資格認証の特徴情報を用意し、アクセスチケットをユーザの固有情報とアプリケーションプログラムの作成等に使用したアクセス資格認証の特徴情報とに応じて作成し、配布することにより、実行制御等のユーザのアクセス資格の認証を行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の実施例 1、2、3、4、および 5 における全体の構成を示す図である。

【図 2】本発明の実施例 6、7、8、9、および 10 における全体の構成を示す図である。

【図 3】本発明の実施例 11 における全体の構成を示す図である。

【図 4】上述実施例 1、2、3、4、および 5 における証明データ検証装置の構成を示す図である。 10

【図 5】上述実施例 6、7、8、9、および 10 における証明データ検証装置の構成を示す図である。

【図 6】上述実施例 1、2、3、4、および 5 における証明データ生成装置の構成を示す図である。

【図 7】上述実施例 6、7、8、9、および 10 における証明データ生成装置の構成を示す図である。

【図 8】上述実施例 1 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 9】上述実施例 2 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 10】上述実施例 3 における証明データ検証装置の動作を示す図である。 20

【図 11】上述実施例 4 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 12】上述実施例 5 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 13】上述実施例 6 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 14】上述実施例 7 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 15】上述実施例 8 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 16】上述実施例 9 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 17】上述実施例 10 における証明データ検証装置の動作を示す図である。

【図 18】上述実施例 1 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 19】上述実施例 2、および 3 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 20】上述実施例 4 における証明データ生成装置の動作を示す図である。 30

【図 21】上述実施例 5 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 22】上述実施例 6 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 23】上述実施例 7、および 8 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 24】上述実施例 9 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 25】上述実施例 10 における証明データ生成装置の動作を示す図である。

【図 26】上述実施例 11 における検証装置の構成を示す図である。

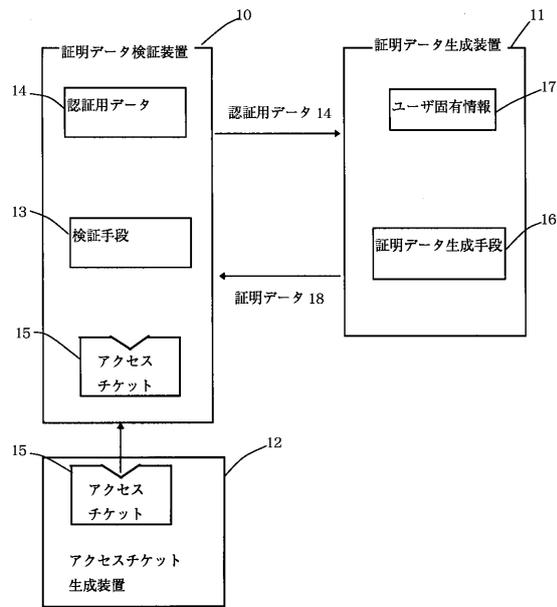
【図 27】上述実施例 11 における検証装置の動作を示す図である。

【符号の説明】

- | | | |
|-----|-----------------|----|
| 10 | 証明データ検証装置（検証装置） | |
| 11 | 証明データ生成装置 | 40 |
| 12 | アクセスチケット生成装置 | |
| 13 | 検証手段 | |
| 14 | 証明用データ | |
| 15 | アクセスチケット | |
| 16 | 証明データ生成手段 | |
| 17 | ユーザ固有情報 | |
| 101 | アクセスチケット公開鍵記憶部 | |
| 102 | 乱数生成部 | |
| 103 | 乱数記憶部 | |
| 104 | 検証用演算部 | 50 |

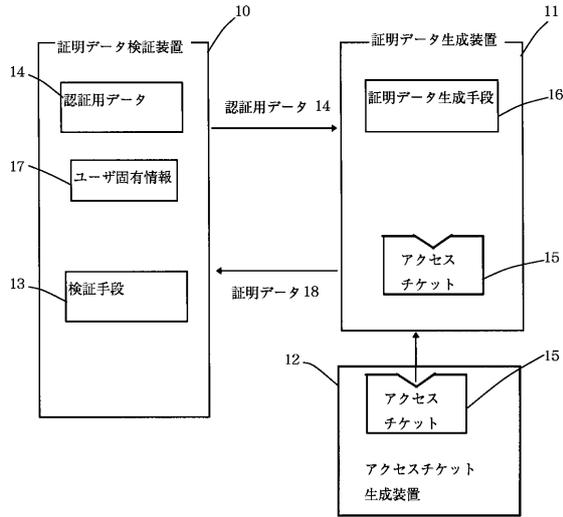
- 1 0 5 乱数効果除去部
- 1 0 6 実行手段
- 1 0 7 乱数効果付与部
- 1 0 8 認証用素データ記憶部
- 1 0 9 認証用データ記憶部
- 1 1 0 受信データ記憶部
- 1 1 1 アクセスチケット記憶部
- 1 1 2 ユーザ固有情報記憶部
- 1 1 3 指数生成部
- 1 2 1 受信データ記憶部
- 1 2 2 ユーザ固有情報記憶部
- 1 2 3 指数生成部
- 1 2 4 証明データ生成部
- 1 2 5 アクセスチケット記憶部

【 図 1 】



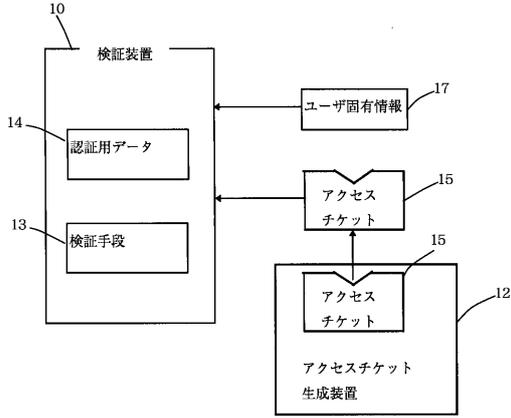
実施例 1, 2, 3, 4, 5 における全体の構成

【 図 2 】



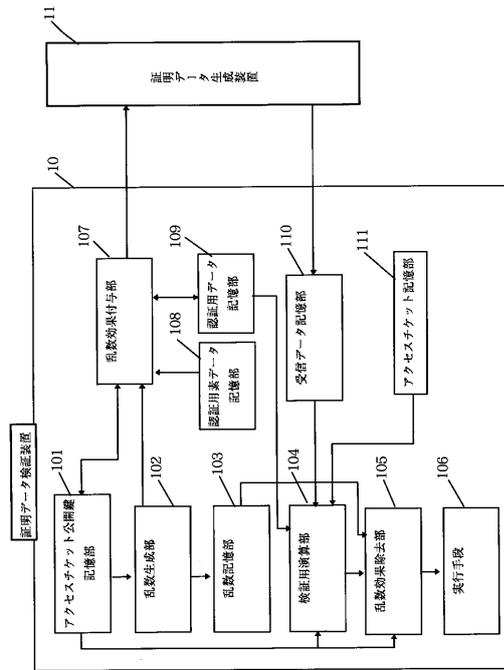
実施例 6, 7, 8, 9, 10 における全体の構成

【 図 3 】



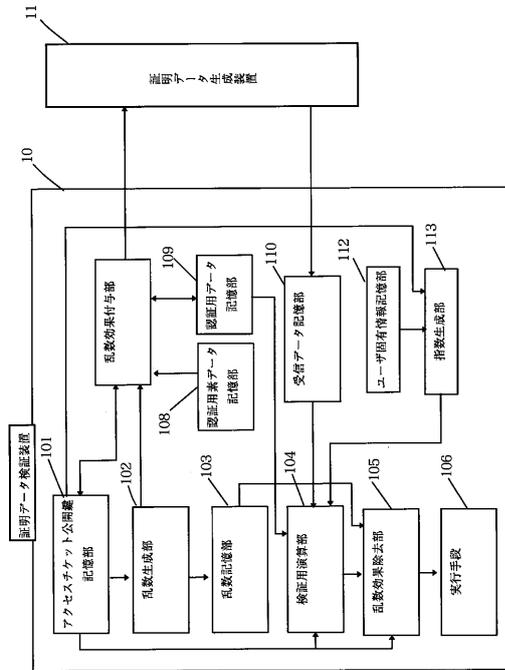
実施例 11 における全体の構成

【 図 4 】



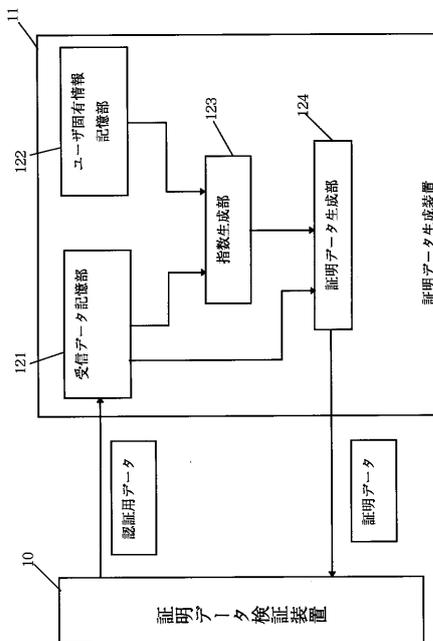
実施例 1, 2, 3, 4, 5 における検証装置の構成

【 図 5 】



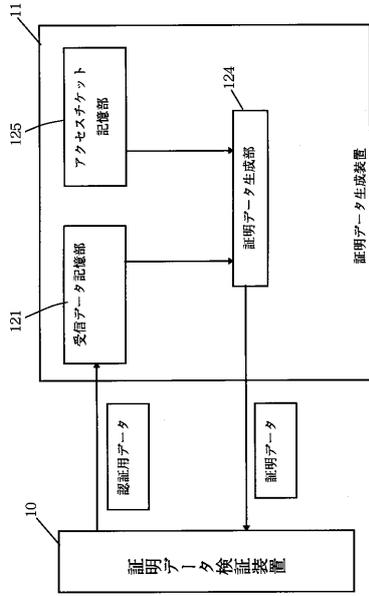
実施例 6, 7, 8, 10 における検証装置の構成

【 図 6 】

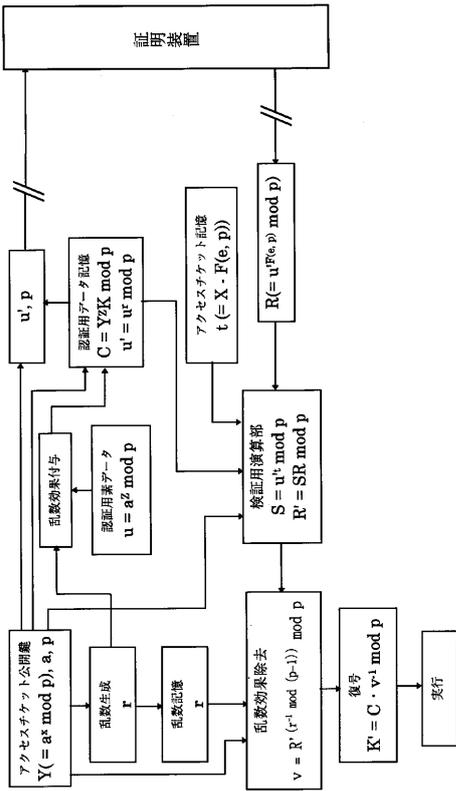


実施例 1, 2, 3, 4, 5 の証明装置の構成

【 図 7 】

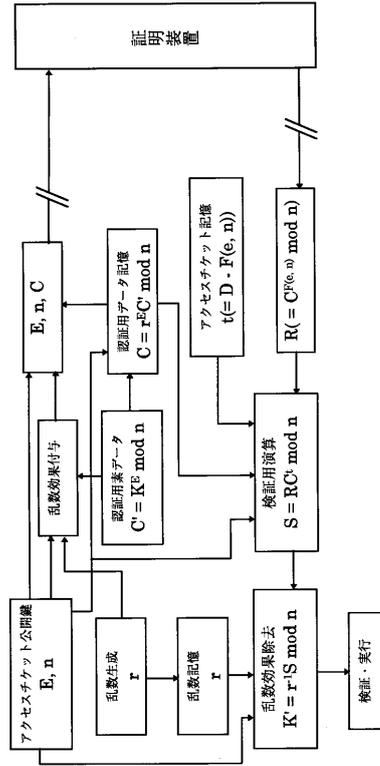


【 図 9 】



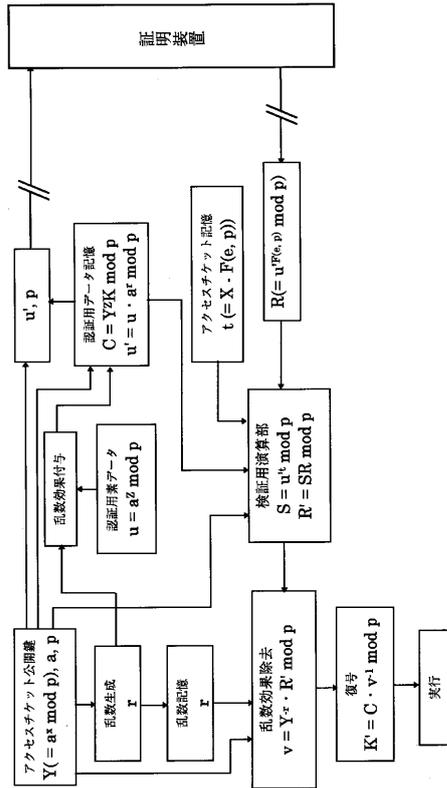
実施例 2 における検証装置の動作

【 図 8 】



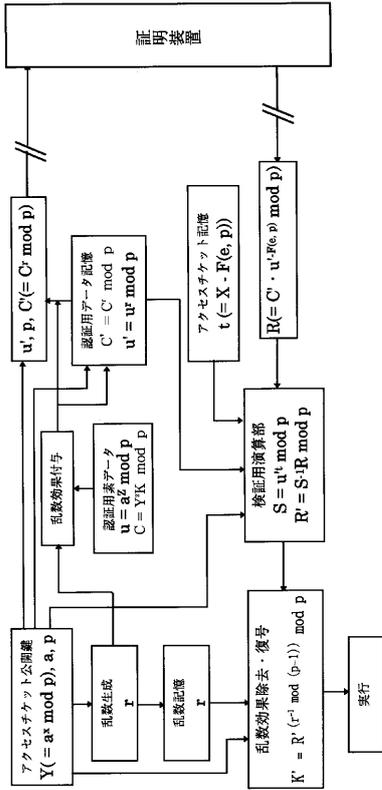
実施例 1 における検証装置の動作

【 図 10 】



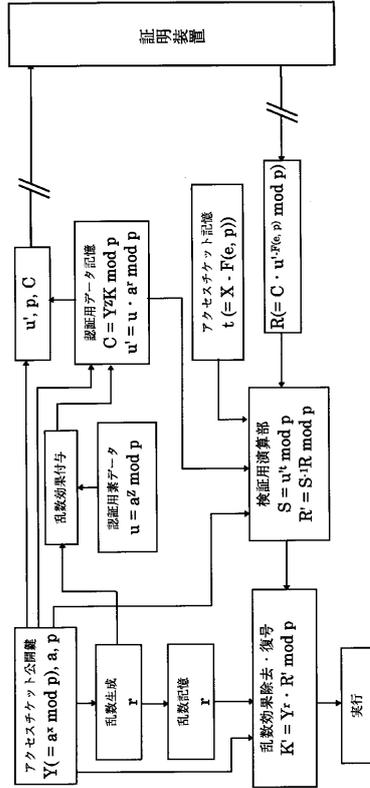
実施例 3 における検証装置の動作

【 図 1 1 】



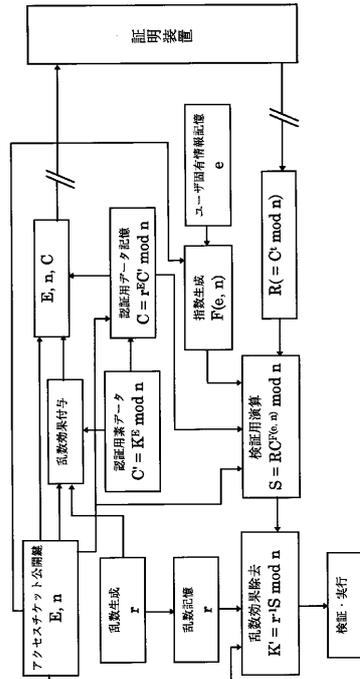
実施例 4 における検証装置の動作

【 図 1 2 】



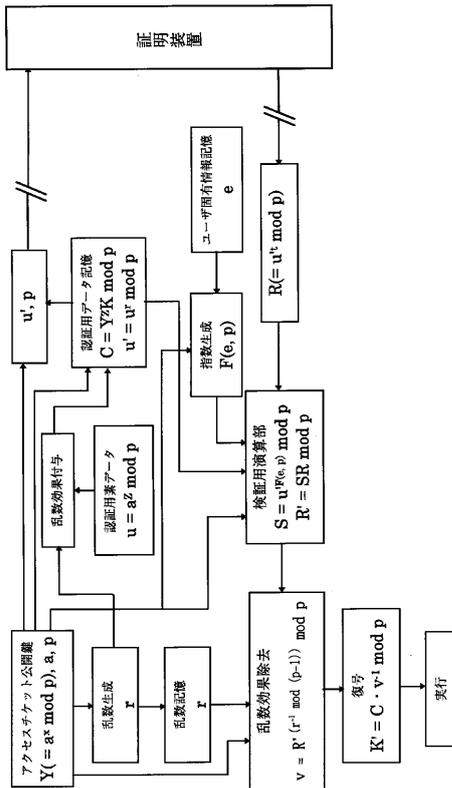
実施例 5 における検証装置の動作

【 図 1 3 】



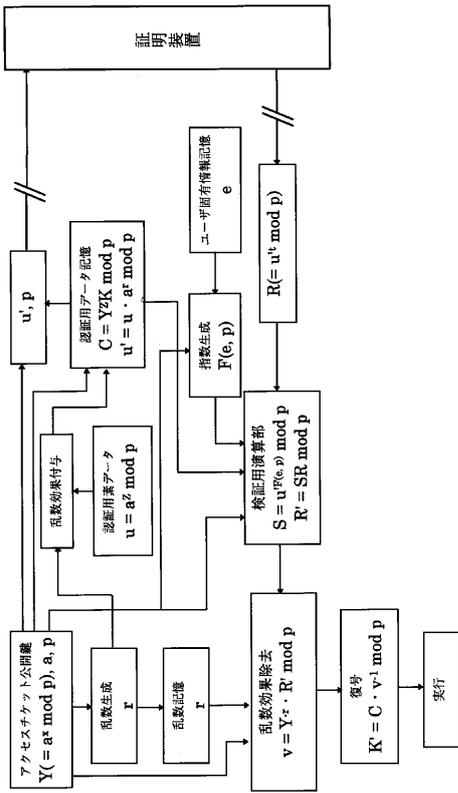
実施例 6 における検証装置の動作

【 図 1 4 】



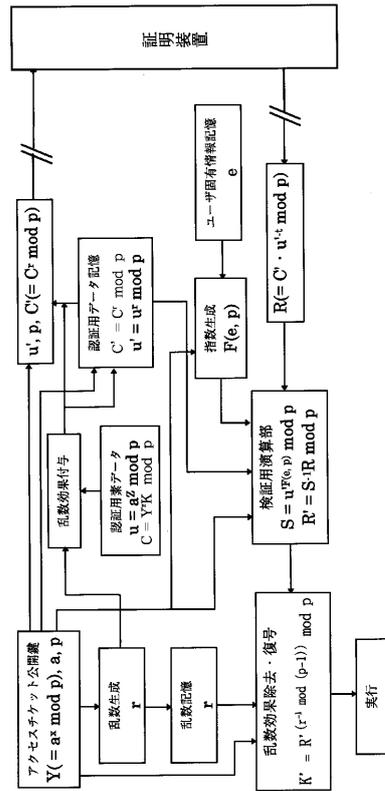
実施例 7 における検証装置の動作

【 図 15 】



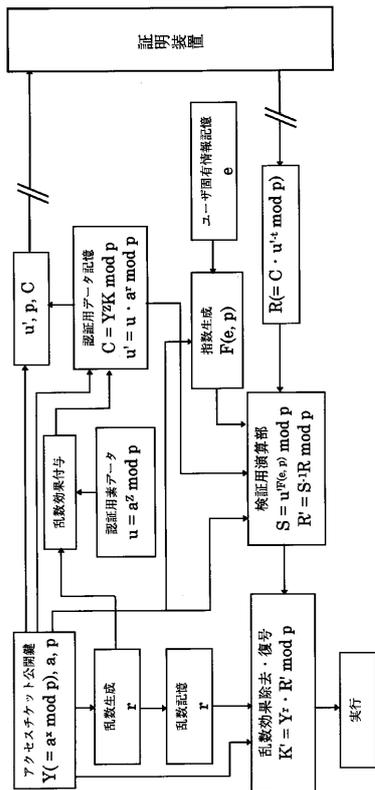
実施例 8 における検証装置の動作

【 図 16 】



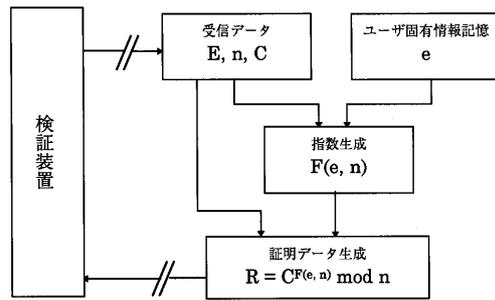
実施例 9 における検証装置の動作

【 図 17 】



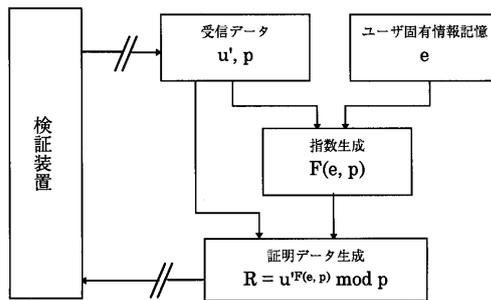
実施例 10 における検証装置の動作

【 図 18 】



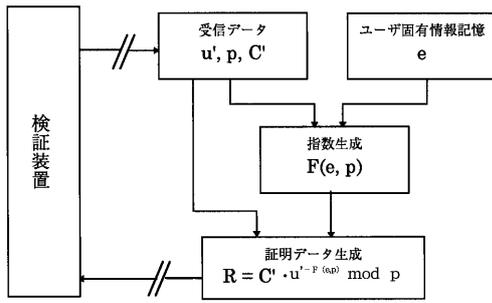
実施例 1 における証明装置の動作

【 図 19 】



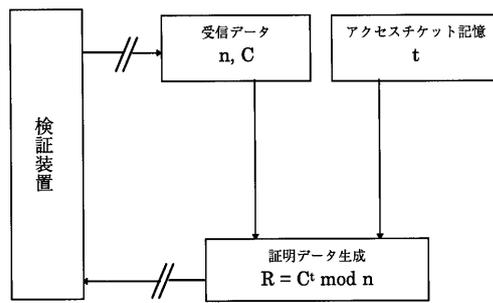
実施例 2、3 における証明装置の動作

【図20】



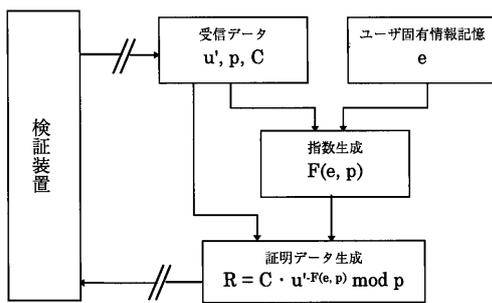
実施例4における証明装置の動作

【図22】



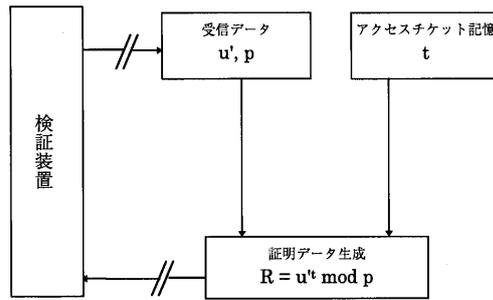
実施例6における証明装置の動作

【図21】



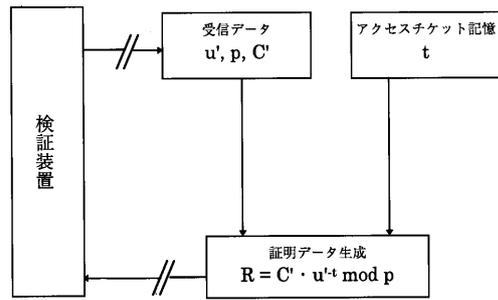
実施例5における証明装置の動作

【図23】



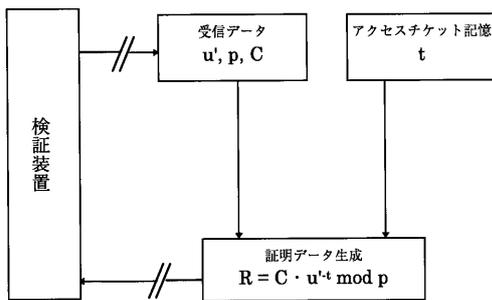
実施例7、8における証明装置の動作

【図24】



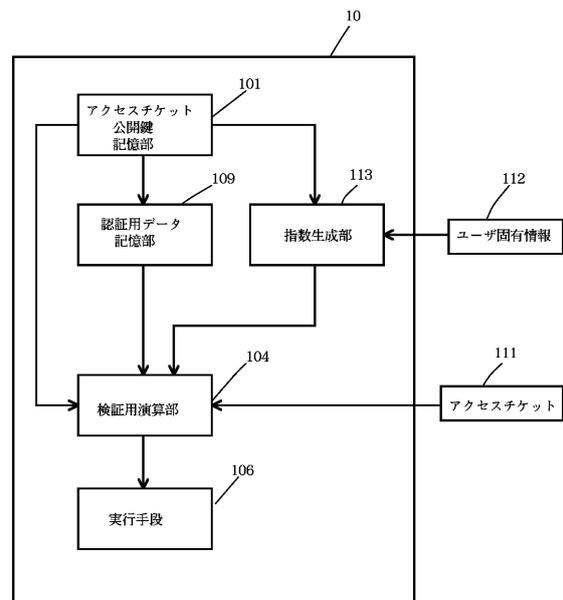
実施例9における証明装置の動作

【図25】

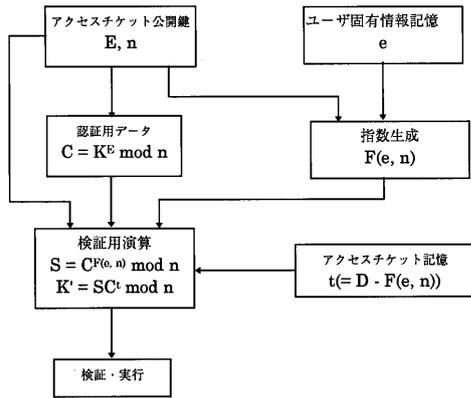


実施例10における証明装置の動作

【図26】



【 図 2 7 】



実施例 11 における検証装置の動作

フロントページの続き

審査官 青木 重徳

(56)参考文献 特開平07-281595(JP,A)

Dominique de Waleffe and Jean-Jacques Quisquater, "Better login protocols for computer networks", Lecture Notes in Computer Science, 1993年12月13日, Vol.741, p.50-70

申吉浩, 小島俊一, "デジタル著作権流通の為のアクセス制御スキーム", 電子情報通信学会技術研究報告(ISEC97-20), 日本, 社団法人電子情報通信学会, 1997年7月18日, Vol.97, No.181, p.65-71

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

H04L 9/32

G06F 9/06 550

G06F 12/14 320

G09C 1/00 640